

第35回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成22年6月10日（木曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 6月10日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（20名）

出席議員（20名）

1番 岸本義明議員	2番 寄川靖宏議員
3番 高山政信議員	4番 秋田裕三議員
5番 西本諭議員	6番 岡崎久和議員
7番 東豊俊議員	8番 福嶋齊議員
9番 大倉澄子議員	10番 實友勉議員
11番 大上正司議員	12番 木藤幹雄議員
13番 山下由美議員	14番 岡前治生議員
15番 山根昇議員	16番 藤原正憲議員
17番 伊藤一郎議員	18番 岩路昭美議員
19番 小林健志議員	20番 岡田初雄議員

欠席議員 なし

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 畑中正之君	書記 榎谷米男君
書記 長尾紀子君	書記 原田渉君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	田 路 勝 君	副 市 長	岩 崎 良 樹 君
教 育 長	小 倉 庸 永 君	会 計 管 理 者	釜 田 道 夫 君
一宮市民局長	西 山 大 作 君	波賀市民局長	山 本 久 男 君
千種市民局長	山 本 繁 君	企 画 部 長	伊 藤 次 郎 君
企 画 部 次 長	岡 崎 悦 也 君	総 務 部 長	清 水 弘 和 君
市民生活部長	大 谷 司 郎 君	健康福祉部長	秋 武 賢 是 君
産 業 部 長	平 野 安 雄 君	農業委員会事務局長	上 田 学 君
土 木 部 長	神 名 博 信 君	水 道 部 長	米 山 芳 博 君
教育委員会教育部長	福 元 晶 三 君	総合病院事務部長	広 本 栄 三 君
消防本部消防長	野 崎 信 君		

(午前 9時30分 開議)

○議長(岡田初雄君) 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会、一般質問の期間中に説明員として、お手元に配付しております議長あて通知書写のとおり、出席通知がありましたので、報告をいたします。

報告2、6月1日の本会議におきまして、第11号議案の質疑中、一宮北中学校改築工事の繰越明許費補正について、山根昇議員からあった質問に対する福元晶三教育部長の答弁を、次のとおり訂正の旨申し出がありました。

内容につきましては、昨年8月の台風9号災害により、工事用進入路として使用していた運動場等に土砂が流入したことにより、予定の工事進捗がならなかったことから、2億3,057万4,000円の繰越明許費を増額したものでありますとのことであり、この訂正申し出を許可したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

よってさよう決めます。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(岡田初雄君) 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

6番、岡崎久和議員。

○6番(岡崎久和君) おはようございます。6番、岡崎です。議長の許可を得ましたので、公明党を代表して本定例会の代表質問を行います。

今年は、冷夏になると言われています。宍粟にも既にその兆しがあります。田植えも終わり、この季節、例年では稲の活着も早く、水面には青々と稲がたなびくころであります。カエルの大合唱で目が覚める季節でもあるのに、カエルの鳴き声も少なく、今年は田植えのときから稲があまり成長しておりません。本日の神戸新聞にも天候不良で稲作がピンチであるという記事が掲載されました。また、野菜も大きくなると農家の人たちを大変悩ませています。一日も早く例年の気候に戻り、

安心して農作業に精を出されることを望むものであります。

さて、国政を混乱に陥れたまま鳩山由紀夫首相が辞任されました。全く説明しない政治と金、迷走を重ねて沖縄の願いを裏切った普天間、二つの問題で鳩山政権に対する国民の不信は頂点に達していました。辞任は当然であると思います。崩壊の原因は、政治と金、普天間、そして、そのことによる連立の崩壊にあり、何の成果も得ないまま9カ月が経ちました。そして、それを引き継いだ菅直人新総理自身が、前政権の副総理の重責にありました。景気や雇用、社会保障、財政再建について、すべて後退しているのが現状であります。そして、本当にすごい問題が次々と出て、それが山積しています。この国はどうなるのであろうと、国民は大変心配し、閉塞感が漂っているのが現状であります。

そのような中、宍粟では田路市政が誕生し丸一年が過ぎました。宍粟市は、大丈夫だと言える田路市長の強いリーダーシップを期待するところであります。また、我々議員も議長が所信で言われた行動する議会を目指し、切磋琢磨して市民に安全安心を届ける議会活動、議員活動を展開したいと、再度決意をいたしているところでございます。

それでは、本日の質問の本題に入ります。

まず、父子家庭の支援についてであります。

公明党は、昨年の衆議院選挙のマニフェストに掲げた公約が、この父子家庭支援にもありました。それが今回実現の運びとなりました。母子家庭にかけられていた児童扶養手当対象18歳までの支給対象を父子家庭にも拡大しようというものであります。

離婚や死別によるひとり親とは、本来は父母いずれかのことであるはずが、日本の支援策は戦争未亡人対策から始まった母子寡婦対策の性格上、母子家庭の家庭援助から長い間脱し切れないうままでいました。父子世帯の現実も大変厳しいものがあります。約4割が年収300万円以下という実態であると言われております。私のところにも2件の父子世帯の方から相談がありました。ひとり親の子育ての苦労に男女の差があるわけがないと思います。昨今、それはひしひしと感じられることであります。

今回の法律の改正で、全国で10万世帯の父子家庭にもやっと支援の手が届きます。そこで、宍粟市の父子家庭の現状と父子家庭に対する経済的支援や社会生活における支援はどのようにされているか、また、今後の支援策はどのようにされるのか、伺いたいと思います。

次に、宍粟の農業、林業について伺います。

民主党の肝いりの行政刷新会議で事業仕分けを実施されたが、農道整備事業や森林整備事業が廃止にされたと聞いています。また、米の戸別所得補償モデル事業の実施においても、土地改良費を約63%が削減されると言われています。必要な環境整備が進んでいません。用排水路等の更新時期も来ていることから、農村の生活環境の改善、農地の基盤整備、用水の確保や農道などのインフラ整備を促進させるべきであります。市への影響と今後の対応はどのようにされるのか伺います。

次に、全国に「農産物直売所」が約1万3,000カ所あります。直売所当たり出荷農家数は、全国で平均70戸程度であると言われます。農協主体の場合には、平均200戸以上で多くの農家に所得機会を提供しています。日本政策金融公庫が全国の消費者2,000人を対象に実施したアンケート調査「独自産業化の取り組みに関する農業者、消費者の意識調査」によれば、76%の人が農産物の直売所を利用した経験があることがわかりました。

直売所の長所を生かし、商品やサービスの質など、消費者の要望や好みを中心に顧客満足度を高めれば、直売所のリピーター確保につながります。地場製品の重視や直売所間の提携、農協間の提携などを模索することも重要であります。年間販売額が1,000万円未満の小規模な直売所が半数を占めており、今後の拡大が期待されています。直売所の規模が大きくなれば、そこを活用した食育や地域活性化を進める活動も考えられます。宍粟の直売所の取り組みで地産地消の推進と経済効果はどれほどか、また、今後の市としての支援策はないのか、伺いたいと思います。

次に、国産材の自給率は約20%とされています。そこで、国産材の普及に向けた公共建築物等の木材利用促進法が、国会において可決成立しました。新設された県産木材供給センター等を活用し、宍粟の林業再生を図るチャンスであります。

「木の家整備促進事業」や「長期優良住宅普及促進法」の制度に、新たに「地域資源活用型対象住宅」を補助対象に加えられたが、これらの制度を大いに活用し、広く市内外に宍粟材の販売促進に力を入れるべきであります。また、独自の制度をつくり、木造住宅の推進と林業の活性化を図るべきであります。その取り組みについて伺います。

最後に、非農地の通知について伺います。

これは、産業部の方で、産業建設常任委員会で発表されたそうですけれども、一体この非農地の通知はどのような趣旨で各農家へ通知されたのか、その手順やその目的と今後の取り組み、また今回、「突然うちの田畑が非農地であると通知された、

納得がいけない。」、多くの農家からこの話が私のところにもありました。直接農家に相談や確認がされないまま、非農地にされていた経緯と、今回の問題をどのように対処され、今後どのようにになるのか、伺いたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（岡田初雄君） 岡崎久和議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） おはようございます。引き続き御苦労さまでございます。

それでは、一般質問に対してお答えを申し上げます。

まず、1点目の父子家庭の現状につきましては、平成17年の国勢調査によりますと、父子家庭は24世帯というふうになっております。

次に、父子家庭に対する経済的支援についてであります。母子福祉資金貸付事業、それから母子家庭高等技能訓練促進費等支給事業につきましては、母子家庭だけを対象にいたしております。現在、母子、父子の区別なく、経済的な支援を行っているのは、母子家庭等医療費助成事業であります。また、母子、父子家庭を含め子育て世帯への経済的支援としましては、保育所保育料及び幼稚園の保育料の減免、あるいは奨学金事業等があります。

社会生活における支援につきましては、本市の福祉事務所に家庭児童相談室を設置をいたしております。家庭相談員1名と母子自立支援員1名を配置をいたしております。母子、父子家庭をはじめ、要支援家庭の各種の相談に対応をいたしております。

平成21年度におきまして、家庭相談室を利用された実家庭は169世帯であります。主に母子家庭における子どもの養護、並びに生活援護にかかる相談が主となり、父子家庭の相談も4世帯がございました。しかし、家庭相談室の利用件数は、年々増加をいたしております。相談内容も非常に複雑かつ多岐にわたっております。これらのことを考えまして、今後も相談室の設置について十分な周知を図りながら、市民が安心して相談できる家庭児童相談室を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、今後の本市としての父子家庭に対する支援につきましては、先ほど議員も述べられましたように、現在会期中の通常国会におきまして、去る5月26日に児童手当法の一部を改正する法律が成立をいたしております。平成22年8月1日から父子家庭の父親に対して、生活の安定、自立促進及び児童福祉の推進を目的に、児童扶養手当を支給することになりました。こうしたことを踏まえて、給付に向け

た事務に万全を期してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、今後は母子家庭だけでなく、父子家庭を含めた「ひとり親家庭」として位置づけた施策の展開が全国レベルで実施されようとしておりますので、本市におきましても、国県等の指導、あるいは支援を受けながら、ひとり親家庭の支援に当たってまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、農林業についての事業仕分けにおける影響についてでございますが、まずはじめに、事業仕分けに係る国の施策、農業農村整備事業への影響について、お答えを申し上げたいと思います。

市として大きく影響があると考えられる事業として葛沢菅野線農免道路整備事業がございます。当事業は、平成21年度末で約20%が完了して、今年度よりトンネル工事並びに菅野川のトンネル取り付け道路部分に着手する予定となっておったわけでありまして。

このような状況の中で、事業整備計画額に対して、現在のところ事業費ベースで約38%の減額内示というふうになってございます。また、山崎町青木、宇原地区等のほ場整備に係る「経営体育成基盤整備事業」も少なからず影響があると考えられます。

続いて、森林整備に係る事業仕分けについてでございますが、「森林整備地域活動支援交付金事業」等、廃止が決定をいたしました。大きな影響が出ることを心配しておりますが、県が創設をいたしました「森林林業緊急整備基金」を活用し、それが代替となるよう県当局や森林組合と連携を密にしながら、森林整備の促進に極力影響が出ないよう努めているところであります。

ただいま申し上げましたとおり一部の事業で、国庫補助事業から交付金事業に移行され、本年度の当市農林業事業については、当初計画どおりの進捗が不確定であり、国の財政事情から来年度以降の国庫補助事業並びに交付金事業もあわせて兵庫県と連携を密にしながら、円滑な事業の推進が図れるよう努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、農産物直売所の件でございますが、現在、宍粟市におきましては、農産物直売所は指定管理施設並びにJA関係で9カ所がございます。

まず最初に、地産地消の推進についてでございますが、地域の生産者と直売所が一体となり、計画的な農作物の作付や営農指導を行うことで、季節に即した地元農産物の販売、食の安全、生産者の顔が見えるシステムなど、消費者ニーズに対応した取り組みを進めているところであります。その他、学校給食センターへの地域食材

の提供を引き続き進めているところです。

この結果、全体的な傾向としましては、集客数並びに営業利益に微増の状況がございませう。このことから、生産者を含め地元等への経済効果として、正確な数値把握は詳しくはできておりませうが、かなり大きな効果をもたらしていると思われませう。

続いて、今後の支援対策についてでありますが、平成21年度に宍粟市農産物直売所ネットワーク協議会というのがございませう。これが行うPR活動等の支援をしてまいりました。今年度も引き続き協議会の活動を支援をしてまいりたいというふうに考えております。

また、農産物の端境期であります1月から4月には、地元農産物等が不足し、市外の農産物に頼る部分が生じているところでありませう。また、先ほどお話がございませうように天候不順というようなことございませう。今後、既に今、促進をしておりますレンタルハウス設置促進事業、こういったものの利活用も含めて、農業改良普及センター、あるいはJAなど関係機関と連携を密にしながら、農産物生産の平準化に取り組んでいきたいというふうに考えているところでありませう。

次に、林業の活性化に向けての御質問でありますが、このことにつきましては、「公共建築物等の木材利用促進法」が成立をいたしたことにより、現在20%の国産材自給率を10年後には50%以上とする政府の目標が掲げられております。これを達成するために、新たな普及活動を展開するきっかけができたというふうに考えているところでありませう。林業の再生には、安定した木材の供給と販路の拡大はもとより、木造建築物の普及が不可欠でございませうして、県産木材供給センターや木材流通加工センターの流通加工販売システムに加えて、住宅メーカーや工務店など、ネットワーク化が重要であると考えておりませうして、今そうしたことに対する検討をいたしているところでありませう。

宍粟材の利活用は、新たな雇用の創出、あるいは森林の計画的な施業と管理によりませうして、CO₂の排出削減といった環境保護への貢献も期待でき、国の制度を活用しつつ地産地消住宅の建設促進を図らなければならないというふうに考えているところでありませう。県の「木の家整備促進事業」を活用し、また市独自の「宍粟材利活用促進事業」の拡充ということも視野に入れながら、さらに住宅建設が促進される制度を検討していきたいというふうに考えているところでありませう。

次に、非農地通知につきましては、農業委員会の所管でございませうるので、農業委員会の方から説明を申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 農業委員会事務局長、上田 学君。

○農業委員会事務局長（上田 学君） 非農地通知についての御質問にお答えいたします。

非農地通知につきましても趣旨につきましては、年々増加傾向にあります耕作放棄地の現状を的確に把握するために、平成20年度に国が示しました耕作放棄地全体調査要領、これに基づきまして全国的に実施されております。本市におきましても、平成20年の10月から平成21年4月にかけて、耕作放棄地の現状に応じまして、解消すべき農地か、復元困難な農地かということを経営者のために、現地調査を実施してきたところでございます。

農業委員会では、先の現地調査で森林・原野化等で復元困難と判断された土地につきまして、平成21年の3月から7月にかけて、農業委員によりまして現地確認を実施しまして、農地に該当するか、否かの判断を行いました。その結果、「非農地」とした土地につきましては、この4月に対象農地の所有者に「非農地通知書」を送付して、地目変更の登記手続のほうをお願いしたところでございます。

この非農地通知につきましては、耕作放棄地全体調査の一連の作業であります。耕作放棄地の解消に向けて、対象とする農地かどうかを振り分ける調査でございます。一方、調査によりまして、通常農地法の転用許可が必要ですが、非農地通知書をもって地目変更ができるというメリットもございます。

農業委員の現地調査に当たりましては、対象の所有者の方に事前に調査の通知をするとともに、農会長会でも説明を行ってきたところでございます。しかし、この全体調査の趣旨が十分に理解されていないというような部分もございまして、問い合わせにつきましては、市民局との連携を密にしまして、対応をしているところでございます。その結果、農家の皆さんにも御理解をいただいているところでございます。

今後につきましては、この調査で非農地以外、農地として耕作放棄地の解消に向けての対象となる農地につきましては、今年度、再度利用状況調査をしまして指導等を行っていきたく、そのように考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） 市長も部長も丁寧な回答をいただきました。そうなんですけど、もう少し私の方から再質問をさせていただきます。

まず、父子家庭への支援について、私らもなかなかこの母子家庭のことに関しては、関心があるなということじゃなしに、それが当たり前のように捉えていたわけ

なんですけど、先ほども言いましたように、去年の衆議院選でマニフェストに出して、そして、全党で協議して可決されたというのが、この父子家庭への支援ということを知っているわけなんですけど、これですね、具体的にそれは市長が言われたように、今年の8月1日から父親の方にも、父子家庭にも支給されると。その支給額はどのような状態になるかということを知りたいと思います。

それから、また支給の要件等と言われると思うんですけど、先ほども市長が子育て支援の中でやるというような話だったと思うんです。それから、この制度の徹底、24世帯宛栗市内であると言われてきたけれども、その人たちに対して制度の徹底をどのようにされるか。聞いてなかった。今さっきの市長のお話によりますと、平成17年度の国調で24世帯だとわかったんだという話だったんですけど、やはり、言えない部分で悩んでおられるんです、はっきり言ってね。昔と違って、賃金の方も、いまだにまだ男性のほうが高いわけなんですけど、やはり女性もそれなりに収入もあって、そんな中で、母子家庭だけに割合高額な額が支給されていたと。今回は、今さっき言いましたように、この父子家庭にもそれが可能になると、法律によってそないなるんという聞いております。だから、そこらのとこですね、届け出るというのか、そのことをはっきりさせて支給していただくということに関して、やっぱり父子家庭の人はわからないし、そういうことをもっと親切に、今からでも、もっと、今までも市長の答弁ではなかなかやっていたいただいているなという、社会生活においてもなかなか苦慮してやっていたいただいております。さらにですね、そこを父子家庭の人に、この制度の徹底とか、どのような方向になるのかということを知らせていただきたいと思います。

その3点、要するに、支給額はどれぐらいなのか、支給の条件は、それから、制度の徹底をどのようにされるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今、周知されていない部分があるんじゃないかというようなことなり、把握がなかなか難しいというようなお話もあったわけですが、これには、なかなか父子世帯という定義がされておるわけなんですけど、それを見てもみますと、父子世帯とは未婚、死別または離別の男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯、他の世帯員がいないものを言うというようなことになっているわけでありまして。

また、所得等を見てもみますと、今、11世帯等にいろいろ支援とかがという該当があるわけですが、しかしながら、かなりのほとんどの世帯が所得制限というよう

なこともございます。そういうことで、なかなかプライバシーの関係もございませし、そういったことが十分に行き渡っていないということにもつながっているのかなというふうに思っております。そういうことで新しい制度も始まりますので、それとあわせて、そういったことが周知徹底できる、そしてまた、相談しやすいようなことも考えていくべきかなというふうに思っております。

具体的なことにつきましては、担当の方から申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） お答えします。

父子家庭の支給額につきましては、児童扶養手当と同額となっておりますので、児童1人の場合4万1,720円、全額支給の場合。一部支給は4万1,710円から9,850円という所得の関係で児童扶養手当と同額となっております。

支給の要件につきましては、これも母子家庭等の分と同じなんですけども、父母が婚姻を解消したとか、それから母が死亡した子ども、それから母が一定程度の障がいのある状態にあるとか、それから母の生死が明らかでないというような状態の父子家庭に対して支給するというものでございます。

その制度の徹底をどうしていくかということで、こちらとしましては、父子家庭に対する医療費の関係の、その分でつかんでいる分はございます。現在、医療費の受給者証を交付している世帯が11世帯ございます。それから、所得制限によりまして、また同じく11世帯が未交付というような状況にもなっております。市長が答弁しましたように、実態把握というのは非常に難しいものがございます。わかる範囲での対応はできるわけですけども、それ以外につきましては、広報等、またそういった啓発に努めて、漏れ落ちのないようなことで対応していきたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） よくわかりました。そんな中で、今、市長も部長も言われたんですけど、なかなかプライバシーのこともあたりして、実態把握は難しいんだという話だったんですけど、昨今、ほんとに死別とか離婚とか、離婚をした場合、今まで大体母親の方へ親権が普通は渡っていたと思うんです。そんな中で、そのことに関しては、例えば養育費が父親の方から払われるとかいうことがありますけど、近年やっぱりいろんな形があるから、やはり、女性がいなくなって、やっぱりそのことによって今言ったようなことは、父親にもそれが出てくるかというたら、恐らくそのことは出てこないというのが、常識の範囲じゃないかと思うんですけど、で

きるだけですね、プライバシーのことも大事なんですけど、その人らのことを思ったら、今、限界が来ていると思うんですね、いろんな意味で。だから、やはり市としてはきちっと把握して、手を打ってあげてもらいたいと思います。その点、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業、林業のことで、今さっき市長が答えていただきましたように、葛沢の農免道路、また青木のほ場整備事業なんかに影響があると言われました。これ私もびっくりしたんですけど、例えば北海道なんかはね、米の自給率が179%らしいんですよ。ここらなんかは13とか、むちゃくちゃ低いんです、兵庫県なんかは。そんな中で、この我々が住んでいる宍粟市はね、今までほ場整備にしたら30年、40年前からされて、そして今、私、市議員ならしてもらったときに、その質問もしたんですけど、この田路市長になってからも私質問したと思うんですけど、農道がものすごい傷んでいるんですね。そんなんにも影響はかなり出てくると、大きなことやなくっても今からずっと出てくるんじゃないかと、この事業仕分けによって、要するに農道の整備事業の廃止とか、また、林業においても林道の整備事業なんかにおいてもですね、林道、作業道はどうなるのかということを知ったわけなんですけど、ほんとに今の事業仕分けで廃止されるということに関して、県に相談してと言いますが、県も財政的にむちゃくちゃでしょ。そんな中で本当にどないなるんだろうかなと。私も前段でちょっと触れましたが、今の稲作の状況ですね、私も実は30アールほど百姓しているんですけど、もう情けのうなってね、今年の田植えしたのがむちゃくちゃになって、何ぼいろいろと苦労してもそれが実らんような状態、去年と全然違うんですよ。そんな中で、こういうことがどんどん行われたらね、ほんまに今の中央、国政の人はほんまに考えてくれているんだろうかなと、田舎のことをね。そういうことをつくづく思うんですよ。それを県へ国へという話なんですけど、何とかそこらのことを田路市政としてはもっともっと今まで以上に取り組んで、独自の、これはもう農林業の、やっぱりもともとはね、まちですから、そういうことを根幹にして市民の負託に応えてもらいたいと思います。これはいいです。

それから、もう一つ土地改良事業のことは、ここらは、これが入るのか入らないのかちょっとわからないんですけど、先ほどの市長の答弁では、やはり入るのかなと思ってみたりするんですけど、例えばほ場整備事業というのは、今からやろうとしたら入るのか入らないのかというようなことをお聞きしたいなと思うんですけど、どうですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 一般的な概略については、先ほど申し上げたとおりであります。これからやるものについてと、ほ場整備というのはいち既に終わっておるものだというふうに認識をしておったんですが、そういった状況でもございますし、また波賀町もそういうことがこれから進められるということでもあります。

ただ、これが続けられるかどうかということについては、後で担当の方から申し上げますが、今、放棄田がかなり出てきております。そういう中である程度機械が入るようにしようと思えば、そういった制度も幾らかこれからも必要ではないのかなど、こんな考えも持っておりますし、また、国の制度もまだいろんな意見が出ておりますので、これからまだ変わっていくということも考えられます。例えば、農家所得、所得補償であります。これまで出なかった米に対して出てくるわけですが、一方では、できるだけ転作をしましょう、自給率100%のために豆をつくりましょうとか、そういったことについては、逆に減るようなシステムが今できつつあるわけです。これは緩和措置がされておりますが、今後こういったことを国の施策としてどういうふうに進めていくかということで、我々としてもいろんな要望をしておるところでもございますが、今、新しく今度政権も変わるようでもありますので、そういった点も踏まえて、国に対して要望をしてまいりたいというふうに思っております。

具体的な点につきましては、担当の方からお答えします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの御質問、事業仕分けに係る特に農業農村整備事業、ほ場整備等々についての影響についてのお尋ねかと思っております。

御案内のように宍粟市のほ場整備の進捗率は、平成21年度末ではほ場整備可能区域の約85%が今完了をいたしているところでございます。先ほど、市長の答弁にもありましたように、今、進捗しております宇原、青木のほか、今年度から耕作放棄田の対策型ということで、波賀町の安賀地内で今計画をしているという状況でございます。

具体的な事業の内容につきましてはですけど、先ほど、議員が言われましたように、宍粟市内のほ場整備が早いところから換算いたしますと、約40年が経過をしている地域もございます。そのような中で非常に農道なり、それから畦畔等々についての老朽化、それから補修が必要な箇所というのは十分に感じるところでございます。

そのような中、国において、先ほど答弁がありましたように、農業農村の整備事業につきましては、前年度対比で37%の2,129億円になったというような状況の中で、新たに事業を中断をしたりすることによって、それぞれ今まで進捗をしておりました地域の混乱を招くということで、新たに地域整備交付基金という形で1,500億円の計上がされております。兵庫県においても33億円の枠が設けられております。その枠を活用させていただく中なり、また具体的に、青木なり宇原等のほ場整備等につきましては、平成21年度からの繰り越しの予算とあわせて、何とか平成22年度進捗については、極力影響のないようにしていくということで、今、県当局のほうと詰めております。

お尋ねの通常の維持管理等々につきましては、実態等十分把握しているつもりでございます。現行の市の補助制度なり、また先ほど申し上げましたように、交付金の中等々でも十分、具体については詰めていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） それでは、次に農産物の直売所のことなんですけど、先ほども言いましたように、全国で1万3,000カ所ぐらいがあるそうです。それで今、市長も言われたように、9カ所宍粟にあるわけなんですけど、それに関連したもので。

実はですね、この人らは、そこへ農作物をつくって持ってくる人らね、ほんまに一生懸命なんですよ。この間もね、3日ほど前です。朝早うだれが来よってんだろうと思って、うちの上へね、神戸の人らがね、夫婦で来ておられて、何かを加工品にするために持って帰るのか、積んで帰るのか、そういうことをやっておられました。本当に国民年金のね、月に3万円ないような状態で、それをちょっとでも2万円でも3万円でも直売所へ持って行って、小遣いにしたり孫に何か買ってやろうという、その思いでね、一生懸命やっておられるんですよ。

そんな中でですね、私もこれ今の農業というたらね、林業もそうなんですけども、そういうこと言うたら失礼かもしれんけど、営農言われますけど、それを指導する人がなかなか、兵庫県の例えば農業は神戸北農業と淡路農業しか成り立たないんだと言われて久しいわけなんですけど、本当に私も自分のシイタケを栽培しているんですけど、なかなか教えていただく人が、昔はあったんです、これ10年前にはあったんですよ、例えば農協さんにもそういう人がちゃんと指導に来ておられたんです、そういうのもないし、それから私も産業部の人、例えば農協の指導員とか、

そういう人とタイアップしてやっておられると思うんですけど、もうひとつ顔が見えんいうのか、いつも議員、私も含めてなんですけど、特産品ということよく言いますが、なかなか育たない。そんな中で、私はなぜ直売所ということを使うか言うたら、直売所が全国で1万3,000あるんやけど、どんどん広がっているんですよ。直売所とホームセンターがどんどん活性化しよるんです。そして、そのこの元気なところが地域を活性化、元気にしているわけなんです。

そういうことで、宍粟も何とかそこらのところにも、もっと力を入れてもらいたいし、例えばよく出る愛媛の上勝町ですか、その葉っぱビジネスとか、それから、私らも市になって初めて高知県の馬路村へ視察に行きました。そんな中でも、やはり人材育成というのか、中心者がしっかりして、そして、そのことによって活性化されていると。そしてまた、それにはやっぱり時代の変化に応じたやり方、例えば、今日生産して直売所へ持って行ったものは、どれだけ持って行ってどれだけ売れてないのやということをパソコンで見る、IT化というのか、そういうリアルに見れる、そういうことを農協の組合長に私も言ったこともあるんですけど、ちょっと思いっきりがなかって費用対効果ということ、それから、お年寄りは無理やというような感覚やなかったかと思うんやけど、いまだにされていないんですけど、そこらも含めて市とそういう農業関係者、それから要するに消費者のニーズに合った、また消費者の人と連携してやるというような、そういうことを市の方からリードしてってもらいたいと思うんですけど、その点についてどのように思われますか。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） お答えをさせていただきます。

先ほどの議員が言われました農産物の直売所の農家に還元するという状況の中で、今、市として具体的に行っているのは、農産物の直売所のネットワーク協議会の中で、これは普及所ですとか、農協、それから生産者、特に生産者も担い手農家等々も入っていただきまして、今、それぞれのネットワークづくりということで、先ほど言われましたように、特産の育成なり、新商品の開発、また協働での広報宣伝活動等を行っているというところでございます。

先ほど議員が申されました、パソコン等によります市場の状況等については、上勝町でも導入されているということも周知をして、この協議会の中にも提案をしているところでございますが、限られた財源なり、それから動きの中では、今、実現には至っていないというのが状況でございます。

しかしながら、一方で、先ほど申されましたように、9つの直売所の中でほとん

どの直売所につきまして、売り上げも増加もしておりますし、入り込み客もかなり増えております。そのような中で、特にネットワーク協議会の中でも力を入れておりますのは、地産地消ということで、今、食材に入っています米を退けた部分の約50%強が宍粟材、宍粟の中から入っております。米を含めましたら72%程度がそれぞれの直売所へ宍粟の食材が入っているという状況も把握しております。

また、あわせまして、それぞれ学校給食センターへの導入ということで、現在、担い手農家さん等に協力を願ひまして、学校の試験田を利用する中で、それぞれ子どもたちに生産から加工、販売までの過程も一緒に見ていただく中で、食と農に関する意識を子どもの間から高めていただくというような取り組みも行っているということでございます。

今日、御提案いただきましたことにつきましては、後日また協議会の中でも十分検討させていただきたいというように思います。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） もう時間がないのであれなんですけど、今言われましたネットワーク協議会を本当に有効に活用していただき、思い切った施策、また時代を読んだ施策を展開されたいと思います。それをお願いしておきます。

次に、林業のほうなんですけど、時間ないんですけど、市長も言われました宍粟には木材住宅建築補助事業が今まであったと思うんですけど、今も続いているか、私は所管が違いますからわからないんですけど、本当に雇用の喪失ということを考えたらあれやし、今言いました公共物の建築物の法律が変わったと、補助事業がね、20%から50%に国も自給率を求めているというように言われておりますから、本当に今チャンスだと思うんですよ、宍粟で一つしかない加工センター、また今のあった山崎町の木材センターとか、そこらも含めまして大々的に売り出して、宍粟材のブランド化、またその販路の拡大システムを一日も早く拡大してもらいたいのと、木の家は本当に市民の人は市内外の人に売り込むようなことをもっと大々的にやられたらいいんじゃないかと思ひます。

最後に、農業委員会のほうからの説明があったんですけど、私これ2人も3人も私のところへ電話かかってきて、どないなっとんやと言って、それ以上に農業委員会には、また各市民局には苦情というのか、抗議の電話があったと思うんです。ある人なんかは、私後家になりましたから、私とこなめとんですかというようなことで言われた人もありましたし、せつかく田畑与えられているのを草刈っていつやるか

わからんのに、勝手にそういうことになったと。だから、これはほんまに今経済がこんな状態になって、都会からもUターンしてまたちょっとほんなら年もいったし、農業でもやろかと。今まで荒れておったとこを耕したり、そしてちょっとでも野菜をつくったりして自分とこの自給自足にもなるし、それから今さっき言いましたような直売所へ持っていきこうと。そういうことがあったとしても、例えばその女性なんかだったらですね、子どもに言うってんですね、うち非農地になったんやと。だからあかんのやというようなことを言われていました。だから、それはやっぱりね、どない言うんかな、今ちょっと改善されましたけど、もう少し丁寧さがね、今回の問題に対しては足らなかったんじゃないかというように思うんです。それを農業委員の人も、私も、そら自治会にもおられますし、今日も農会の人がこのウィークデイのときにですよ、7人も8人も朝から草刈りして、耕して、景観のあれをやっていましたけど。本当にそういう時代になりよるんです。仕事がないという人もあるんですけど、みんなで一生懸命農業をやろうという部分があるんです。大変ですけど。だから、そんな中で今回の非農地通知というのはちょっと乱暴じゃなかったかと思うんです。そのことだけちょっともう一編伺って終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 農業委員会事務局長、上田 学君。

○農業委員会事務局長（上田 学君） 先ほどの質問ですけれども、農家の意向確認というところが十分でないということはわかっております。ただ、調査対象農地が市内で1万4,008筆、303.6ヘクタールという膨大な量になっております。そういう中で、個々に確認していったらベストなんですけれども、なかなか時間的な余裕がございませんでした。それで、アンケート調査を実施する中で、その対象農地につきましては、今後どうされますかというような意向を調査しております。それを反映させながら判断したわけなんですけれども、そのアンケート調査で回答は約6割ということで、まだ4割の方については意思が十分確認できないところで、現状の把握で判定をしたという状況でございます。

また、状況なんですけれども、この非農地の通知をしたものにつきましては、約半数が畑でございます。山際の畑が約半数ということで、全体2割を切っている市内の畑の割合の中での状況なんで、主に畑の部分が非農地として判定した部分が大きくなっております。そういう状況の中で、実施時期が夏場ということで、その時点での判断の中で草の生え方等が相当ということになっておりまして、そういう状況での判断ということで、実際、所有者の方とのずれは若干あったかなとは思って

おります。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） よく大体わかりました。わかったんですけど、非農地通知を出す前にその家に、非農地通知を出さなくていい家がほとんどですけど、それ出す前にその家に対して、農家に対して連絡というのか、それをできなかつたのかどうかという、そこが一番問題なんですね。そこを怒っておられるんですよ、皆さんはね。何でこんなもの、ぱっと非通知ですよと言うて来とんやというようなことで、それを私ちょっと聞いて終わります。

○議長（岡田初雄君） 農業委員会事務局長、上田 学君。

○農業委員会事務局長（上田 学君） その通知の前にその農家にとということなんですけれども、その調査の趣旨とその結果についてまた通知しますということは、事前のお知らせの中で書いていたわけなんですけれども、事前通知を出してから10カ月程度たっておりますので、その辺がちょっと理解が十分でなかったかなという点は思っております。ただ、何もなしという形じゃなしに、事前通知の一連の流れの中で通知をしているという状況です。

○議長（岡田初雄君） 6番、岡崎久和議員。

○6番（岡崎久和君） もう終わりますと2回言ったんですけど、私も非農地通知書を見たんです。ある人が持ってきてね、これ見てくれというようなことで。そこにはそんなことは書いてなかった。事前に10カ月前から云々とかいうようなことは書いてなかった。だから、その人たちも知らなかつたんじゃないかと思うんですけど、よくわかりました。だけど、今回はそんなことがあったから、今後はやはりみんなの農業に対する思いを逆なでするようなことをできるだけ避けてやってもらいたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 農業委員会が実施をしたわけでありますが、実は私も畑ちょっと放ったらかしたんがありまして、これが非農地通知ということで来ております。それを見ますと、あとどうしますかということもちゃんと書いてありますし、このまま非農地とされるのであれば、写真をつけて登記所のほうに送ってください。元に返されるのだったら、またそういう連絡をください。決定じゃなしに、市内全体の荒らされた農地を農業委員会が調べて的確にやろうということですので、自分の持っている土地を勝手に決めたということなんだろうと思いますが、そこら辺はまたよく読んでくださいよという指導等もやっぱりしていただきたいなと思いますし、

その辺がどうなるかなという問題もあります。また、いろいろ通知はしておったはずですが、それが不十分といたしますか、十分に知らされてなかったといたしますか、きちっと練られなかったといたしますか、その辺もあるだろうというふうに思います。いずれにしましても、あとそういう問題については、適切に対応するように農業委員会の方にも申し添えたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で、6番、岡崎久和議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時30分休憩

午前10時40分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

御報告申し上げます。

實友 勉議員より本日の本会議を一時退席する旨、届けが提出されておりますので御報告申し上げます。

続いて、一般質問を続けます。

1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 許可を得ましたので、光風会を代表いたしまして一般質問を行います。

最初に、商工業の振興策とか観光振興策のうちの市の組織についてお伺いいたします。

市の組織変更が4月に行われまして、これまで産業部の中にありました林業振興課と商工観光課が森林観光課になりまして、商工の文字は消えました。森林観光課の中の観光振興室の中の商工観光係というふうになってしまいました。商工業に対してですね、市の取り組み姿勢が一步も二歩も後退したのではないかなという印象を受けました。

今年3月発行されました「宍粟市 明日への誓い」この冊子なんです、立派な冊子なんです、産業振興の誓いのページには、「商工業は地域環境に調和した特色ある商工業の確立・振興を目指し、新たな産業の創出を図ります」と、非常に耳ざわりのいい美しい表現で書いてあります。しかし、今年度の施政方針にも、主要事業の中にも、商工業に関する「誓い」を具体化するような事業は、なかなか見えてまいりません。

前回、私は3月の予算質疑の折に、活力ある産業が支える豊かなまちづくりという立派な言葉で書かれました計画書に、若者の雇用確保や定着に向けた視点が欠如しておるということを指摘いたしました。先ほど取り上げました「明日への誓い」も同様で、こういう立派な冊子をつくっただけでは中身がないような感じがいたしまして、どうしても具体的な中身をつけて、そして、実現することが求められておるのではないかと思います。

少し前にいただきましたこの市勢要覧の統計資料ですが、市内の事業所数、従業員数、卸売・小売業商店数を見ました。ほとんどで衰退をされていております。この数字は少々古い数字ですが、現在ではもっともっと衰退が進んでおるのではないかとこのように推測をいたします。

前回、少子化問題を取り上げましたときに、市内の3つの高校の卒業生のうち実に86%が市外への進学、就職だということを申し上げました。もちろん、その中には自宅通勤、自宅通学の方も含めての数字ではありますが、いずれにしても、宍粟市の場合、少子化問題の根本は若者の流出にあるというふうに私は思います。くどいようですが、そういうことを考えます。子どもを産み、育てる環境を整備するだけでは若者は呼び戻せません。宍粟市では、少子化対策として子育て支援に取り組んでおりますが、今月6日の産経新聞社説にもありますように、子育て支援と少子化対策は別物だというふうに私は認識しております。若者、特に少子化を食い止める分母となります女性の実に90%が市外への進学、就職だという現実、それを踏まえて、それをいかに流出を阻止するのか、Uターン策を講じるのか、定着策を講じるのかが重要な課題だと思います。

その意味で私は今回、質問事項として取り上げておりますこの商工業の振興というのは、女子の就職定着の大きな受け皿になります重要な課題だと思って今取り上げたわけでございます。

民主党が、去年の選挙前に、非常に国民の皆さんが喜ぶようなたくさんの公約をしましたが、しかし、実際に政権を取った後、その多くは財政難で実現がおぼつかなくなっております。いろんな福祉施策やさまざまな分野で住民の皆さんに満足のいく施策を可能にするのも、すべて財源があつてのこととでございます。したがって、産業振興とか商工業振興策は何をおいても、全精力を傾けて取り組まねばならない課題で、そういうことが実ってはじめて福祉施策の充実や少子化問題の解決に道筋がつくんだと思います。

そういう意味におきまして、この商工業に対する市の取り組み姿勢をお聞きした

いと思います。特に、本年度何に取り組んで、どういう成果を期待されておられるのか、あるいはどういう成果を私たちは期待すればいいのか、していいのか、お伺いしたいと思います。

2つ目は、兵庫県の産業集積条例についてでございます。

県の産業集積条例に基づきます促進地域としまして、これまでは但馬、丹波、淡路だったわけですが、それに準じる地域として宍粟市も追加認定されました。この企業立地支援制度によりまして、促進地域以外の一般地域に比べまして、補助要件が格段に緩和されて、企業誘致活動に非常に取り組みやすくなりました。追加認定を受けて、市としてどのような取り組みからスタートされようとしているのか、お聞きしたいと思います。企業立地促進基本計画というのを策定を最初にするようですが、それに続く具体的な取り組みをお聞きしたいと思います。

3つ目は、観光振興でございます。

市長が施政方針に掲げました「観光立市」という取り組みからいたしますと、観光協会が行う観光振興策とタイアップしながら、市としてはまた違った形で観光協会がしにくい、あるいはできないようなこと、あるいは市としてのイメージづくり、イメージアップ策に取り組む必要があるのではないかと思います。

市のイメージづくり、イメージアップ策として、どのような対策が有効だと考え、どのような取り組みをしているのか、お聞きしたいと思います。

回答を聞きました上で、私の方で一、二提案もしてみたいと思いますので、それを聞いていただいた上で、また御回答をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（岡田初雄君） 岸本義明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岸本議員の質問にお答えを申し上げます。

商工業及び産業振興につきましては、非常にこの景気が低迷している中で、新たな企業進出というのがなかなか望めない状況下において、当市にとりましても既存の資源を最大限活用し、そしてまた、第2創業も含め新たな地域活性化対策が急務と考えているところであります。

今回、御指摘の組織の統廃合ということにつきましては、行政の効率化、スリム化の上から行ったということだけでなく、行政窓口が多岐にわたっているという、こういうことからの団体との事務調整がスムーズ・機能的になるという考えから行ったものでございます。

林業振興課と商工観光課の統合は、森林王国事業、あるいは50名山等、森林環境を守ることが観光資源につながる観点から、林業振興と商工観光を一つにしたものであります。山を守ることで豊かな自然を残し、都市住民を招き入れるということは、宍粟市の生き残る方法の一つと考えております。そういうことで、商工を特に軽視したということではございませんので、それも含めてということで御理解をいただきたいと思っております。

日本経済の落ち込みから市内への新たな産業の進出が厳しい状況となっており、当面は市内企業の経営を支援する市独自事業で、この経済危機を乗り切っていただくということを最優先に考えているところであります。

しかしながら、宍粟市のような内陸部でも自然豊かな環境、良好な水質を求めて進出する企業も今後考えられるのではないかとというふうに考えているところであります。地域の生産物を使い、地域住民を雇用し、地域とともに歩む企業を、支援をしていこうと、こういうことで今年度、産業立地促進条例の拡大等も行ってきたところでありますし、また先ほど申し上げました第2創業というようなことも含めて、人数は2人でも3人でも小さなことでも何かをやりたいという方に対しましては、会社を起こす、いわゆる起業の条例等につきましても拡大をいたしたところでございます。

今後におきましても、地域環境に調和した商工業の振興・確立に、地道ではありますが取り組んでまいりたいというふうに考えております。それとともに、Uターン、Jターン、Iターン、そういったことも含めて、空き家バンクといったようなものも設立をしまして、今取り組んでおりますし、今後もそういった情報等を提供しながら努力をしてまいりたいというように考えております。

次に、兵庫県の産業集積条例の追加認定を受けた市の取り組みでございしますが、産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、地域産業、経済の振興に寄与することを目的に制定されている兵庫県産業集積条例の促進地域に、宍粟市が追加されておりますが、支援制度の適用には拠点となるべき地区の指定が必要となりますので、まず、宍粟市の地域特性を調査し、その特性に適した地区選定作業に取り組んでまいります。

また、企業立地促進法に基づく基本計画につきましても、現在、県下の17市町で策定がされております。宍粟市としましても、民間を含めた地域の協議会等を設立をして、策定をするということで今準備を進めているところであります。また、その策定作業と並行して、市内部では企業誘致プロジェクトを立ち上げ、市内の遊

休地の調査、掘り起こしを行い、企業適地を選定してまいりたいというふうを考えております。それに基づきまして、ひょうご・神戸投資サポートセンター等関係機関へ登録を進めてまいります。水や空気等自然環境の良さ、中国道、播磨道、姫鳥線への分岐点に位置する市であることなど、物流の要衝としての立地条件の良さなど、市のセールスポイントや、イメージアップに繋がるメッセージを積極的に情報発信をしていきたいというふうを考えているところであります。

次に、観光の振興についてでございますが、まず、この観光というのはいろんな考え方があるわけでありましたが、まず初めに、私の考え方を若干述べさせていただいて、また、御指導なり御指摘をいただきたいというふうに思いますが、いろんな捉え方ある中で、私はマス・ツーリズムというようなことから、まず自らが暮らしやすい地域づくり、そしてまた、自分たち自身が住んでよかった、あるいはまた、外部からは訪れてよかった地域づくりというのが、これからの観光ではないか。言わば一人一人が一生懸命に地域をよくする、そのことが観光そのものであるというふうに捉えているところであります。

また、「観光立市」というのは、そういうことに対して持続可能な地域づくりをしていく、そういった行動することが「観光立市」というふうに捉えているところであります。そうしたことの中で、安心安全な地域、自然環境の保全、潤いのある生活環境、あるいは地域文化の継承、振興、発掘、こういったことがこれからの観光であるというふうに考えておるところであります。

また、いろんな調査会社等のいろんな統計を見てもと、これまで名所旧跡めぐり、あるいはリゾート旅行、こういったことから、だんだん教養を高める、あるいはいろんなそういった自分の趣味、そういったものを習得していく、あるいは一ところに住んでいないで、あちこち生活舞台を拡張していく、あるいは定年になってから、これまでやっていなかったものを自己実現をしていこうと、こういった方向に観光の流れも変わりつつあるという、そういう統計も出てきております。そういうことを踏まえて、「観光立市」ということを申し上げているところでございます。

具体的に質問の内容でございますが、観光面における市のイメージづくり・イメージアップ策につきましては、先ほどお話が出ました「しそく観光協会」と一体となって年度内に観光パンフレット、あるいは季刊誌などを作成をし、市内外へ幅広く配布するとともに、特産品の展示即売などPRを行っているところであります。

また、姫鳥線の一部開通に伴い、今後、観光客の動向が大きく変化することが予

想されることから、国道29号周辺兵庫鳥取地域振興協議会によりまして、近隣市町村との県境交流を行っているところであります。今後は、姫鳥線の周辺地域（岡山県、鳥取県、兵庫県）3県にまたがる広域的なエリアの観光資源とも連携をしながら、新しいテーマを持った観光周遊ルートの設定などにより、単独ではできない観光PR事業策を検討していきたいというふうに考えております。

また、一方では、市内の研修バスというものも計画をしておるわけですが、これはそれぞれの合併前の旧町の方で、よその町を知らない方もたくさんいらっしゃいます。そういうことの中で、研修バスというようなものをやりながら、新しい資源発見をしたり、あるいは現在ある資源の認識を高めたりということも、今年度予算に計上して既に議決をいただいているところでありますし、また、地域情報誌、これを今、年何回にするかというようなこと、あるいは、そうした編集をしてくれる一般の皆さん方の募集等をしてしておりますが、こういったことによりまして、食でありますとか、匠の技だとか、いろんなことをこの地域情報誌に盛り込みながら、市内外にいろいろな形でPRをしてまいりたいと。また、ホームページにつきましてももう少し充実をしながら、あるいは宍粟市内の桜前線の状況でありますとか、あるいはその他の花の情報だとか、いろんな情報を流していかなければというふうに考えているところであります。

それとあわせまして、これは教育委員会の学習の関係なんです、パスポート事業が始まりつつあります。こういう中で、宍粟市の皆さんがそれぞれ旧の町を行き来をしながら、また学習とともに新たな発見をしていただくということも今考えているところであります。

先ほど申し上げましたように、観光の概念が先ほど申し上げましたマス・ツーリズムから個人、あるいは、小グループの個性化、多様化した嗜好、ニーズを満たす「交流する体験」という観光に変化しつつあります。市としましては、新たに観光地を整備することではなく、都市部から観光客が訪れてみたい、住んでみたいと思えるようなそれぞれの地域の特色、個性（自然景観やその地域特有の文化）、こういったものを引き出し、持続することが可能な保全や振興、また、従来からあり埋もれている観光資源を発掘することが重要であり、そういうことが入り込みを増やすことにつながっていくだろうというふうに思っております。

いずれにしましても、とにかく人がたくさん入らないと何も始まりませんので、そういったことに努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） もう二、三お伺いしたいと思います。

今、お答えいただきましたこと、非常にそのとおりだと思いますが、もう少し違った視点でちょっと考えてみたいと思うんですが、例えば、市長、副市長、あるいは産業部長は、市のトップセールスマンとしての意識をお持ちなのかなというふうに思います。何でもかんでも担当者、職員任せというのではなしに、やはり、先頭きって観光でも商工業でも、あるいは企業誘致でも動いていくという姿勢、このことは次の産業立地のところでも申し上げますが、とりあえずは市の商工会だとか、あるいは経営者協会とか、そういった経済団体、あるいは企業経営者がたくさん加入しておりますロータリーとかライオンズクラブとか、そういった団体の方と定期的な情報とか意見の交換の場をお持ちなのかなと、ただ団体の総会に年1回出て、あいさつする程度じゃだめなんです。やはり、市の方から呼びかけてでも意見情報の交換の場、活性化のための話し合いの場を、私は持つべきではないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それと、次に、商工会への助成金、これ今まで3,650万円あったのが、今年度250万円削って3,400万円になりました。事業の中身を精査した上でのことでしょうが、市の担当部署と商工会などとの連携はどのようになっているのかなというのを1点お聞きしたいと思います。

また、県の商工関係の担当部課とも緊密な連携、関係を保って、情報交換しているのかなということもお聞きしたいと思います。

次に、商店街のほうですけども、商店街の活性化にしてもアイデアが全国たくさん出ております。例えば、山形県新庄市から始まった100円商店街とか、あるいは今月8日のテレビで、甲南大学の学生が尼崎の商店街の活性化に一役買っておるとか、さらに昨日の神戸新聞には、赤穂の関西福祉大学の学生が空き店舗を利用してアンテナショップをオープンして、地産地消の推進と商店街の活性化に取り組んでおるとか、いろんな活性化策があると思うんです。市は、こういう大学で言いますと、県立大学と協力協定を結んでおるわけです。そういうところへも使っているんじゃないかなというふうに思います。ただ、私はこの場で具体的な活性化策を持つておるわけではありませんが、市長をはじめ市当局が商店街の皆さんとどのような意見の交換をされておるのかなということも、ひとつお聞きしたいと思います。

市民の方に何かやってくださいと、そうすればやれば助成はしますよという、それはそれでいいんですが、あまりにも何か待ちの姿勢が目につきます。ともに考え、ともに行動しようという、そういう姿勢がなかなか見えてきません。担当の職員に

任せっ放しになっておりませんか。どんどんアイデアを提供して活性化の意見交換をしてほしいなと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

次に、2番目、産業集積条例についてですが、この計画、今作成に入ると思うんですが、どこかコンサルタントの会社に委託して作成するんだと思うんですが、市としてどんな事業計画が盛り込まれようとしているのかについて、お伺いしたいと思います。

それと、先ほど土地の斡旋の話も出ておりましたが、市の土地で遊休の土地があるんじゃないかなと、そういったものの掘り起こしもされておるのかなと思いますので、工業団地のようなそんな規模のものは必要ないと思うんで、1社1社に適した土地の大きさでいいと思うんですが、そういう掘り起こしについてされているのか、お聞きしたいと思います。

続けて、3つ目の観光についてですが、確かに観光の内容は徐々に変わってきておりますが、それでもやはりいまだに従前と変わらない観光姿勢というか、国民の皆さんが観光地を選ぶときに、大抵興味ある行き先を調べて目的を持って出かけようとされておりますが、先ほど言いましたように、観光協会で行う事業を支援する一方で、観光協会にはできないような、あるいはしにくいような観光施策として、例えば、宍粟と聞いてすぐ「ああ、あのまちか」というふうに他市町の方、他府県の人々に即座に思い浮かべてもらえるような、それが観光の基本にあると思うんですよ。そこで、まちのイメージ、あるいはイメージアップなんですが、国道とか県道、あるいは中国道を経てこの宍粟市に入った途端に、「あっ、ここは宍粟だ」という強い印象づけをする必要があるんじゃないかなと、そういう景観づくりが一つ必要ではないかなと私は思います。

例えばですね、大通りの歩道は特色ある色彩の敷石で統一していくとか、街灯のポールも特定の色彩で統一していく、観光案内版は他の看板から際立つような同じ形状、同じ色彩の型で枠をつくって、見やすく迷わずに目的地に着けるように、必要な箇所すべてに追っかけていってつけていくと。案内標識も統一した形状と色彩でつくると。そういった本当はほかのことも含めて景観条例でもつくればいいんですが、そこまでいかなくても、要はほかのまちにない、宍粟市の特色ある景観づくりの方法は何ぼでもあるんじゃないかなと思うんですよ。その辺を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

そのようにまちの景観を特色づけて整備し、見た目のイメージで印象づけの作業を進める一方で、私は、提案なんですが、観光協会や商工会、そのほか関係者の方

と協議して〇〇競技全国大会と銘打って、優勝すれば日本一という称号を授与するような、日本のどこにもない競技を宍粟市で新規に開発することを提案したいと思うんです。特に、山や森や湖があります。そういったものを活用した自然の中での競技が望ましいと思います。若者、あるいは親子、夫婦等いろんな人が挑戦できて、マスコミにも話題性を提供でき、予選を含めて二日間、これは泊まり客の呼び込みも含めての話なんです、泊り客にもそういう人も来てほしいので、予選を含めて二日間、そして毎年継続して行えるもの、こういったものを一編考えてみてはいかがかと思うんですが、また御感想をお聞かせください。

宍粟市にはですね、確かに山だとか、水、鮎、山菜、史跡それに今盛りの花しょうぶ園とか、観光資源はたくさんあります。そうしたものを資源にして、ある一定の今は観光成果を上げておりますが、しかし、私は正直言って、目に見える観光資源として全国の人が注目するような観光資源はないと思います。ないからこそ、創造する、つくっていくという、私は無から有を生む発想がここで必要ではないかなというふうに思います。先ほど提案しました、全国どこにもない新規競技会の立ち上げなど、新規に始める催し物とか行事でも、それを継続していけば、いつかはそれがこの土地の名物行事になり、伝統行事になります。今、どんなに有名な伝統行事、観光行事もその昔、だれかが初めて始めたものだと思います。そういう意味で、長い目で見た観光資源の開発というものに取り組んではいかがかなというふうに思います。

観光協会との連携により、従来からの活動はどんどんそのまま進めていただきたいんですが、ただ、先ほどポスターとか冊子の配布という話が出ましたが、私は京阪神が配布先の主体な地域だろうと思うんですが、もう一步広げて、泊まり客を、京阪神の人は何か旅行に来た気分がせんと思うんですよ、ここに一泊するというのは、だから泊まり客を求めて、もう少し広い名古屋の辺までとか、そういう広い範囲での配布をします。ただし、宍粟だけで一泊してくださいというのは、なかなかその辺の人に難しい話だと思いますので、近辺の姫路や赤穂やそういうとこと一緒になって考えて、一つのルートづくりという何種類かの、姫路で泊まる、そういうプランもあれば、宍粟で泊まるプランもある、赤穂で泊まるプランもあるというものを、交えたものをできないのかなと、同じ配布するんであれば、そこまで考えて配布をしてほしいなというふうに思うんですがいかがでしょうか。

そういうふうにして、そういう従来観光の動きと同時に、先ほど言いました市が主体となった景観整備、これを計画的に進めて、一挙にというんでなしに、何年

か計画でやっていただければいいと思うんですが、そういう整備と、あわせて年一回の日本一の栄冠を目指す話題性のある競技会の開催、そういった多面的な取り組みが観光振興の面だけでなく、いろんな面に活性化を呼び込むんじゃないかなというふうに思いますので、その点どういうふうにお考えか、また御回答をお願いいたします。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） たくさんございましたんで、幾つかは私のほうから、あとは担当の方から申し上げたいと思いますが、今御質問のありました件については、私も大卒において賛成でございます。いろんな意見交換の場というものは非常に必要でございますし、時間があれば私もできるだけ出かけるようにいたしております。

また、名刺等につきましても、出かけるときには必ず特性の木の名刺、そしてまた、いろんなパンフレット等もかばんに入れて、持ち回っているところでもございます。そういうことで、いろんな場での交換ということは非常に必要でございますし、経済関係の皆さん、農業関係、あるいは林業関係の皆さん、それぞれに大事なことだろうと思います。

今、これは今から続くかどうかわからないんですが、一宮市民局で毎月1日には、朝の7時40分だったかな、40分から30分間、意見交換をしようというグループがこの間から、6月1日に発足したんですが、それはそのときにいろんな提言なり、あるいは意見なりがあったらお互いに言おうというようなことがございますが、こうしたことも一つのそうした交流・交換の場かなというふうに思っておりますし、いろんなことを通じて時間を見つけて、私も出かけてまいりたいというふうに考えております。

それから、観光というもの、おっしゃるとおり、日本で1番とか2番とかいうものがたくさんあるところではございません。しかしながら、非常に素朴なものがたくさんあるわけですし、今、若い大学生だとか、比較的若い方がどういうことを望まれるかという、例えば、味噌はにおいがするかどうかわかりませんが、味噌なら味噌をそのところへ行って、おじいちゃん、おばあちゃんをつくったと、また行ってみようと、また来年もつくってみようと、こういったことが若い人の間では、かなり体験をする、そして交流をするということができてきております。そういうことを大事に捉えていかなければならないというふうに思いますし、今、宍粟市が合併して6年目になるわけですが、なかなかこの一宮町、山崎町、波賀町、千種町、

旧町の名前は知っているけど、宍粟市ってどこにあるんかと言われる方がいらっしやいます。この間、神戸の千種会というんですか、千種の方の神戸での集まりがあるわけですが、その方もそうおっしゃっておりました。そういうことで、宍粟市の独特の何かをとということも非常に重要だろうと思います。

かつて、私、森のコンテストというのを木でつくったもので、机でもいすでも、あるいは芸術品でも何でもいいからということで、何年かやったわけですが、今、途絶えておる、作品もどこにいったのかなと思って、一回調べてみないかなんと思っているんですが、青森だとかそういう遠くからも応募をしてこられた経緯がございます。そういうことで、そういったものももう一度見直してみようかなということも考えておりますので、またいい提案がございましたら、お願いをしたいと思います。

それから、今年はこれは市の山ばかりでないんで、ほかの方とも相談をしながら、進めていくことにいたしておりますのは、もみじ山、あれが中国道どっちから帰ってきて一番に目に入る場所であります。そういうことで、もみじの名所でもありますし、またそういったことも含めて今年度予算化しておりますので、また議員も参加していただきながら、みんなで一緒になってやっていけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

あとの問題につきましては、それぞれ担当のほうから申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、何点か、私の方から御回答申し上げます。

まず1点、トップセールスの問題につきましては、先ほど市長が答弁されたとおりでございます。私自身も昨年度、アンテナショップ等々でイオン神戸ですとか、等にも行かせていただきました。なかなか消費者のニーズと私たち生産者の思いの乖離する部分もございます。十分今後も機会あるごとに先頭になって努めていきたいというように考えております。

引き続きまして、商工会の助成につきましては、従来、県の助成事業の半分ということを上限に支給をしておったわけですが、商工会自身の組織の改編もでございます。それから一定定額という状況の中で推移しておったものを、行革等々の関連で中身を精査する中で、実績に応じて今後補助金を出していくという状況でございますので、必ずしも今提案しているのが最終の額ではないということで、御確認をお願いをしたいというように思っております。

それから、3点目の商工会等々への意見交換の部分でございます。

このことにつきましても、先ほど市長の答弁もありましたように、やはり、商工業なり地域の復興ということにつきましては、それぞれの要因の中で、私たち地域に住んでいる人そのものが、やはり危機感を持って、将来的にも住んでみたいと言えるような地域に、いかに育てていくかという共通の課題なり、危機感を持つことから始まるというふうに私自身は考えております。先ほど、議員が提案されましたような事例なり、それから最近では山形の新庄市で商工会が100円の統一ショップをされて非常に好評だったというような記事も載っております。今後も不定期ではございますけど、商工業会等とも十分意見交換をしながら振興に当たっていききたいというふうに考えております。

引き続きまして、産業集積条例の基本計画に基づく考え方でございます。

まず、最近の企業の進出の状況をいろいろ調査をいたしますと、やはり企業が投資の傾向として、企業進出の決定から創業開始までの意思の決定の期間ですとか、工事の期間が非常に短縮をされているという状況が顕著にあらわれているというところでございます。そのような中で、企業のニーズに対応するような複雑な行政の手続ですとか、人材の確保、先ほど申されましたように、普通財産等々の情報の提供ということ、市としてもワンストップで情報が開示できるような横断的な組織づくりということで、現在、企画部、総務部、それから産業部を中心にプロジェクトチームを立ち上げて、準備を行っているというところでございます。

今後、先ほどもありましたように、基本計画の樹立とともに、今あります市の普通財産につきましても、既に神戸登記サポートセンターの方に、今、宍粟市内で活用していただける面積の大小、形状にかかわらず活用していただける情報等についても、今提供しているというところでございます。今後、民間のそれぞれの遊休地等も調査しながら、資料も追加の提示をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

引き続きまして、観光協会のポスター等々の関係でございます。

これにつきましても、御意見のとおり今後考えていかなければならないというふうに私自身も考えておるところでございますが、具体的には、先ほどありましたように、中国縦貫道、それから播磨道、姫鳥線等々のインターチェンジに、民営化になっておりますので、一部有料化になろうかと思っておりますけど、パンフレットの配備ですとか、それから、それぞれ広域での鳥取ですとか、岡山の道の駅、公共施設等へのパンフレットの配布等々についても、具体化を進めていきたいと、そのことに

よりまして、広域的な観光ということについても、今後視野に入れていきたいというふうに考えてます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） もう少し質問いたします。

産業立地の産業集積条例のことですが、先ほど、市長が宍粟の立地の良さをアピールしてという話がありましたが、特に、県のほうでは、多くの企業情報を持っておりますので、職員任せにしないで関係を一層密にして、最大、漏らさず情報を入手して、よそよりも早く動いていただきたいなというふうに思います。

と同時に、問題は地元の受け入れ体制でもあろうかと思えます。そういう体制とか熱意とか、あるいは住民の方の反応とかいうものも関係してくるんじゃないかなと思うんですが、県は平成22年度に補助要件の緩和や補助金額の増額等、相当これまでの促進策を大幅に変更しました。市でも産業立地促進条例がありまして、固定資産税の2年間あるいは3年間の免除とか、地元雇用の助成として1人5万円とかあるわけですが、これは県の助成策と上乘せというか、併用できますかというのが1点と、また、県が変更したわけですが、大幅に、市独自の助成策も今年度一応拡大はしたというふうな話ですが、もっと魅力のあるものに思い切った変更はできないものかと、この機会に、そういうことをお尋ねしたいと思えます。

それと、先ほどの答弁の中で、ほかの県ですとか、商工会とかいろんな意見交換の話ですが、私はできればですね、まちの人の意見、市政に対しての意見というよりも、商工に限った意見交換として、そういう定期的な会合を呼びかけて持ってほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

それと、先ほど観光のところでまちの景観づくりについて、ちょっとお話しましたが、そういうことについての取り組みの気持ちはどうなんでしょうか。評価はどうなんでしょうか。そういうことについて、もう一度お聞きします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今申し上げましたとおり、そういう定期的なものがということですが、これ私も賛成、いろんな日程等がありますけれども、そういうことで時間的なもの、そういうものも条件が合えばそういうことは結構じゃないかなというふうに思っております。

それから、景観条例ということですが、これにつきましては、そこまで要らないんですか。それらについても十分検討をしていかなければ、全体としての景観、あ

るいは全体として一つの統一したいろいろなもの、こういったことも当然必要になってくるのではないかなというふうにも考えているところでもあります。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど御質問の産業集積条例に基づく優遇措置と、それから市の産業立地促進条例との関連でございますが、このことについてはまるっきり別個という考え方でございますので、併用ということは可能というふうな判断をさせていただいておるところでございます。

それから、景観等につきましては、先ほど市長も述べましたように、今後やはり観光協会等、それぞれいろいろな団体の中等の御意見も聞きながら、定期的な開催等の検討も進める中で十分検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 県の変更にあわせて市の条例の中身をもっと魅力あるものに変更できないかという質問なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、企業がどういうことを望んでおられるかと、こういうことも十分、県にはそういった情報がたくさんあると思いますので、そういった情報等も踏まえながら検討していきたいというように思います。今年度かなりの期間等についても拡大をしたわけではありますが、よそにない何かをとということだろうと思います。そういう意向を調査をしながら考えたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 1番、岸本義明議員。

○1番（岸本義明君） 念押しですが、是非他市のですね、競争相手である他市の独自の条例とか援助策、補助策といったものを十分比較して、よそに負けないものを、県がせっかくそういう緩和策をとっておるんですので、市もあわせてよそに負けない形で作り直してほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。回答は結構です。

○議長（岡田初雄君） 以上で1番、岸本義明議員の一般質問を終わります。

続いて、18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） 18番、岩路であります。市政会を代表して質問をさせていただきます。

通告は4件ありますが、これらはすべて市長がこれではだめ、必ずやりますと

明示された先般の選挙のときの法定チラシで公約されたものばかりでありますことを、まず申し上げておきたいと思えます。

さて、私、先日、奈良の方へ行ってまいりました。遷都1,300年の歴史の営み、その中に秘められました営々たる先人たちの志と足跡に改めて感動を覚えたわけでございます。

そういったことで、またこれ最初に少々古いお話からの質問になるわけですが、今をさかのぼる1,800年余り前、泣いて馬謖を斬った諸葛亮孔明の言動にちなみまして、関連しお尋ねをするわけでございます。

市長、副市長は常々コンプライアンスに関して口にされております。この孔明の古事についての御所見をまず両者にお伺いしたいと思います。

あわせまして、嘆かわしい様相を呈しております昨今の行政の組織、風土、あるいは職員の士気について、どのような御認識をお持ちであるか、まず、この1点でございます。

続きまして、次は旧4町域を持続可能たらしめるには合併しかないとの共通認識のもとに、本市は発足をいたしました。それは、とりもなおさず合併によって財政の基盤強化、健全財政が確立できるとの思いからであったわけでございます。果たして、それは現実に事実として進んでいるのか否かという点でございます。特に、合併優遇措置でありました地方交付税の10年間の優遇策というものも、ちょうど折り返し点に到来しております。前半5年間の財政運営の評価を踏まえ、後半の重点目標をどう設定されているのか。地域存続の手段としてやむなく合併を受け入れた住民の多くは、本市の財政の育成に不信感を持って注視しているのが現状であります。どのような基本方針のもと健全財政の強化を図られるのか、市財政の運営についての市長の基本認識と見解を承りたいと存じます。

次に、またしても、し尿券不正問題に時間を割かざるを得ないということは、多くの住民ともども大変嘆かわしい限りでございます。ただいま市民の方々による調査委員会が新たに調査活動を展開されていると聞いております。職員中心の調査チームにつきましては、再三にわたり時間の浪費と指摘をいたしましたとおりに、まさしく限界を露呈したということであり、市長肝いりの住民目線の第三者委員会の調査に頼らざるを得ない現状にあります。住民も職員チームの調査結果など等につきまして、これだけ時間が経った今さら信を置くはずもなく、第三者である市民委員会の報告に注目することになっているわけであります。市長は市民委員会の調査報告をいつ受け取られ、それをどのように公表され、その報告をどう受けとめられ

ていくのか、行政の不作为による棄損された公金の賠償責任について、いつ、どのように決断をされる御用意であるかを承りたいと存じます。

最後に、新過疎措置法に基づく事業選択というものは、総花的な予定調和に基づくものではなく、措置法本来の精神を踏まえ、過疎地の住民生活を真に支え、安心安全を守る地域医療対策と、到来している高齢化社会に対応する生活と交流のための地域交通整備事業に重点的に取り組むべきであります。今後の地域主権の法、あるいは制度は不透明であると同時に、かかる過疎措置が漫然と継続されるとの楽観視は即刻念頭から捨て去るべきが先見的行政であると申し上げ、市長の賢明なる答弁を期待いたしまして、第1回での質問といたします。

○議長（岡田初雄君） 岩薮昭美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 岩薮議員の御質問にお答えをいたします。

まず、コンプライアンスの確立についてであります。し尿券処理問題、公務執行妨害による逮捕等により、市役所全体が市民の非常に厳しい目や批判を受けていることから、一人一人の職員にも負担となっておるだろうというふうに考えております。

したがって、誇りをもって職務に取り組むためには、市民から信頼されることが大切であり、そのためにはコンプライアンスの徹底を図り、信頼される市政運営に努める所存であります。コンプライアンスの確立には、問題事案に対して「いかに気づかせるか」、それを「上司等に話せるか」、さらに「それを直していくことができるか」、こういったステップがあるわけですが、そのためには、個人に対する倫理意識の啓発、職場内でのコミュニケーションの向上等を図るとともに、コンプライアンスの取り組みを個人の問題にとどめることなく、組織の問題として広げていくこと、そして、その取り組みは危機感とともに使命感を持って継続していくことが大切であると考えているところであります。

次に、持続可能な財政の基盤固めや新市の建設理念ということですが、合併の目的の一つに財政基盤の確立があると考えられており、合併後の財政健全化に向けて、行政改革の推進をはじめ財政健全化計画等持続可能な財政状況を目指した取り組みを進めているところであります。結果、経常経費の削減、臨時交付金の活用により、平成22年度の当初予算は極力基金に頼らない編成といたしているところであります。

しかしながら、今後は地方交付税の一本算定段階での健全な財政運営が大きな課

題となっております。現在における、あくまで試算であります。臨時財政対策債を含めて約17億6,000万円の減額が見込まれます。さらなる行財政改革の推進はもちろんのこと、職員自らの意識の改革、効果的な事業推進に向けた行政評価の運用、これらを強く意識した庁内連携、また市民の負担を含め、市民とともに考え実行する市政の推進を大きな柱といたしたいと考えております。

次に、健全財政確立に向けての反省点、基本方針であります。合併後において、住民合意が難しいということはあるものの、既存事業の精査、廃止あるいは縮小が十分になされず、新規事業を実施してきたと言える部分もあるわけであり。あるいは、滞納整理の取り組みを進め一定成果を上げてきているものの、滞納抑制に十分な対策がとれていないという課題、さらに、受益者負担の適正化に向けた取り組みが進んでいないなど課題が残っていると考えております。

また、基金に頼らない財政運営、地方債の計画的な発行、さらなる経費削減の方針のもと、基金の繰り入れなしでのプライマリーバランスの黒字化、将来に負担を残さないために起債残高の削減、行政改革による経常収支比率の改善により健全財政の確立に向けて中・長期的な見通しを立てていく必要がございます。

このため、現在、総合計画に基づき3カ年の実施計画を策定し、財政計画との整合を図っているところでありますが、今後におきましては、後期基本計画を含めて、より具体の目指すべき姿を明らかにした中・長期的な計画を策定していく必要があります。

次に、し尿券不正問題の関係でございますが、この問題につきましては、当初18年に発覚をしておるわけで、非常に長い時間がかかっておるわけであり。就任以来、特命チームで調査をいたしてきたわけでございます。特命チームの活動状況につきましては、本問題が起こった原因、未然に防ぐ手だてがなかったかなど、また損害金の構成要素など、チームとしての調査をし、概ねの結論を得ておりますが、御案内のとおり、現在は市民目線による全体の検証等を行っていただいておりますので、チームとしては当該委員会に対し資料の説明等を行うとともに、近々行われる業務上横領被疑事件に向けた調整を行っているところであります。

また、民間人による調査委員会につきましては、議員にも御指導いただきましたように、職員が調査したものを市民目線により検証していただき、また、独自の視点で問題の本質や公金の補てん方法、再発防止に向けた手法などを提言していただくこととしており、受けた提言については重く受けとめ、市としての対応方針を決定をしていく方針であります。

次に、失われた公金の補てん等につきましては、調査委員会の意見を参考にしながら、本年10月末を目途にその方法を発表いたしたいというふうに考えているところであります。

次に、新過疎法の関係であります。過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴う計画策定に当たっての御質問であります。宍粟市におきましては、合併後、旧波賀町域と旧千種町域における道路事業や簡易水道施設整備事業をはじめ、診療所の施設、機器整備など生活に密着した事業実施に過疎対策事業債を活用してまいりました。今回の改正は、過疎法の失効期限を平成28年3月までの6年間延長するとともに、ハード面での整備のみでなく、ソフト事業についても過疎対策事業債の対象が拡大されるなど、住民の安全、安心な暮らしの確保を図るため、地域の実情に応じ、時代に対応した実効性のある過疎対策を講じようとするものであります。

人口減少が進行する中で、ただいま御指摘のとおり、「医療」と「交通」の確保は少子高齢化が著しい過疎地域のみならず、宍粟市全体の重要な課題であると考えているところであります。過疎地域における生活環境の整備状況など、他地域との格差の実態や問題を明らかにし、安心して暮らせる環境づくりのために、診療所を中心とした地域医療の確保に向けた取り組みや、身近な生活交通とあわせての公共交通システムの構築など、ソフト事業とあわせて市民生活に密着した生活道路網、簡易水道施設の拡張更新などのインフラ整備を引き続き計画的に進め、過疎化が進む集落の自立を促し、地域の活性化につながる過疎対策事業を展開する所存であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） ただいま、市長から答弁をいただきました。これから4つの分野にわたりまして、個別にお尋ねをしていきたいと思っております。

まず、最初に申し上げたいのは、私があえてなぜ質問の通告書に「泣いて馬謖を斬る」という表現を使ったかということから申し上げたいと思っております。

時間に非常に制約がございますので、この古事について長々とお話しすることはできませんが、言わんとするところは、当然ながら大方の皆さん方御存じのとおり、馬謖というのは諸葛亮に一番信頼を受けた一番愛すべき部下でございます。その部下に対して、いわゆる孔明が北伐を開始したとき、これ「街亭の戦い」と言われていますが、その中で先帝劉備玄德の死に際に、馬謖は能力は大変ある、しかし彼を全幅の信頼を置いて使うことは問題があるということを経験として残した。しかし孔

明は非常に有能な部下であるということで、一番の先発の参謀として馬謖を任命したわけでございます。しかるに、玄徳のいわゆる見通しのほうが正しかった。馬謖は孔明の、山頂に軍をとどめるといようなことじゃなくて、いわゆるふもとをしっかり固めよということに背きまして、副将の王平のいわゆる言葉に反して、山頂に本陣を上げた。そのことによって、いわゆる早々に打ち負かされて大きな敗北をしたわけでございます。そのときに、一番かわいい部下であったんですけども、私情においては忍びがたい。しかしながら軍律、軍規、法規というものを最優先しなければ組織は死ぬということを孔明は考えまして、涙を飲んで一番愛する馬謖を処罰をいたします。そして、自らも丞相という皇帝を補佐する立場から3階級自ら降格をいたしまして、右將軍というところに身を落とす。そして、自らのけじめもつけたというのが、いわゆる西暦228年の諸葛亮孔明にかかわる「泣いて馬謖を斬った」孔明の話でございます。

私は、この話をわざわざ時間を割いて申し上げたということは、まさしくコンプライアンスという法を厳守することは大事でございます。しかしながら、いわゆる公を、いわゆることとする限りにおいて、私情に忍びない非常なことであったとしても、ここでやらなきゃならないトップの決断というものが1,800年の歴史を越えていまだに我々の心に残っておる。こういう果敢な決断というものが、このし尿券の不正事件を解決するとき、大いに欠けておったんじゃないかということ私を言いたいわけです。

二代目の市長になってなおかつ、いまだに本年末までに全体的な委員会の調査が出るんじゃないかというようなことで、本当に市民の信頼は回復できるのか。市役所という職員の全軍の指揮はそうだという信頼が高まるのかと、このことは私が言いたいわけでございます。ですから、あえてこのことを申し上げた。なぜ、こういうものが起きたかということについては、いろいろいきさつあると思いますし、市長も言われたとおりでございます。しかしながら、個々のいわゆる行政の長年にと申し上げていいと思いますが、悪しきものを断ち切るときにおいては、大きな非情だと言われるような決断がなくては、以後のいわゆる組織の士気、規律は高まらないということをお願いしたい。そのことについて、市長、副市長ともにコンプライアンスということをいろいろ言われておりますけれども、触れられませんでしたので、あえて再質問をするものでございます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほど申し上げましたように、この問題は平成18年に起こ

ったところであります。しかしながら、解決ができていないということから、こうした調査を改めてやっておるところであります。したがって、今、中国古来の教訓をおっしゃったわけではありますが、そういったことが明らかになれば、当然トップとしてはそういう考えが必要であるということ認識をいたしております。

しかし今、いろんな角度から調査したものを一つ一つ調べ直したり、いろいろしていただいております段階でもあります。そういう中で連携をとりながら、どこまで解明できるかということにつきましては、不確定ではありますけれども、できる限りやってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- 議長（岡田初雄君） 岩薮議員の一般質問の途中であります。昼食のために午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

- 議長（岡田初雄君） 夏が近づいてまいりまして気温が上がっておりますので、お暑い方は上着を脱いでいただいても結構でございます。

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

岩薮議員の一般質問を続けます。

18番、岩薮昭美議員。

- 18番（岩薮昭美君） 市長の方から、あえて馬謖を斬る決意で臨むという答弁をいただきましたので、この問題についてはこれ以上申し上げることもないだろうと思います。

コンプライアンスの確立という問題につきまして、市長は、これはまあ個人の自覚の問題もあるけれども、組織の使命感の問題だという答弁をいただいた。まさにそのとおりだと思いますね。ちょっとお尋ねするんですが、私、職場の組織風土、あるいはモラルが、モラルハザードを生じてるとまでは言いませんけども、やはり風通しがすっきりしないんじゃないかなという雰囲気を受けていますんで、若干質問をしますが、市の当局の皆さん、私どものところへ記名無記名を問わず、私、平成20年1月24日以降7通の、主に匿名ですが、記名も若干、少数あるんですが、いわゆる市の職員、あるいは仕事についての無記名、匿名投書というのが来るんです。そういうのを見まして、いろいろとやっぱりあるのかなということ推察しているんですが、こういうものが出回っているということについては、市長は御存じ

でしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 平成21年4月とおっしゃいましたか。その日付は大体、平成20年。

それは私も存じています。私の家内のところにも来ております。こうしたことが果たしていいのかどうか、いいことないということでもあります。そういうことから庁内のインフォメーション等通じて、職務上、あるいはまた、それに付随したことで不審な点があれば、市長まで直接コンプライアンスの要綱に基づいてということ、そういう通知もいたしたところでございます。そういうことで、全部は私も知りませんが、ごく一部ではないかなと思います。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薨昭美議員。

○18番（岩薨昭美君） 私もこういう匿名の投書なんていうのは、好ましいことじゃないというように認識をしております。ところが、このし尿券の問題に絡みましても、職員の間だけでなく、市民の間にもいろいろなうわさとか、あられもない中傷も含めての話もあると思うんですが、出回っているというのは厳然たる事実であったわけですね。それで今、市長もいわゆる一つのルールにのっとった、そういう風通しのいい意見なら聞きたいとこうおっしゃっている。全くそのとおりだと思いますね。同感でございます。

端的にお尋ねしますが、ここに宍粟市の職員等の広域通報に関する要綱というのがございます。ところが、これを克明に読むと、これを読んでこれに従って広域通報する職員というのは、絶対になんていっていいんです。私はこれは、まあ言えば、こんな言い方したら悪いですけども、いわゆる申しわけにつくって、これにのっとって通報をしようとしたら、これはとんでもないことになる。絶対職員が通報しない仕組みになっているんです。しにくいというのか、でき得ないことになっている。これはやっぱりよろしくない。あわせて、単に市職員の内部の広域通報だけでなく、市民の声も仮に入る仕組みになっておれば、不正、あるいは不愉快な問題というのはもっと早く皆さん方の耳に入る、目で触れたであろうというふうに私は思う。そういう意味から言うと、今日は詳しく一応逐一やれませんが、これは心ある皆さん方がお読みになれば、しっかりとわかる。これでは広域通報はできない。できない制度、広域通報してほしくない要綱なんですね。私はあえてそれを言ってもいいだろうと。だから、これはそういう市民の風通し、あるいは職員の風通しも含めて、よからぬことがやはり早く未然に防げる、あるいは初期の段階で対処ができる

ということの仕組みというのが、非常に大事だと思うので、この要綱訓令第23号、見直しが即刻必要だというふうに私は思うんですが、これに対しての御見解はいかがかということをお尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 平成18年の分ですか、それ。新しく今度ちょっと色づけもしたりしまして、新しくつくり直している分もごさいます。これには、条文でなしに通報した人に不利益になることはありませんとか、秘密は守られますとか、そういうことも入れたものを発行はしておりますが、それはまだですかね。いずれにしても、もう一度よく見直します。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 見直すと言われるのはね、気がついたときに見直せば、これは一步進むわけでごさいますんで、是非やっていただきたい。あわせてですね、単に職員に限定することじゃなくて、市民に向けて、市民の皆さん方も市役所の仕事、あるいは職員について、そういうことがあったときには、こういう形で私どもに素早くお話をいただきたい、いわゆる匿名投書というような不愉快な形でないもので、すっきりしたいんだということをですね、やっぱり市民にもおっしゃっていただきたい。このように要望いたします。これは、要望にとどめます。

コンプライアンスについてはまだもっともっと聞きたいことあったんですが、もう時間がないので、次に移りたいと思います。

合併の一番最大目標が、いわゆる持続する自治体の財政基盤の確立ということが一番だったということは、これは誰も否定しないところでごさいます。市長のほうからも、いわゆる合併特例の交付税措置が見直される段階においては、17億強の交付税の減額が想定できるというお話も伺いましたし、それに向けたいわゆる行政改革を進める、こういう意見も伺っております。答弁いただきました。中・長期にこれをどうするかということを、現在、今やっているということでございしますが、二、三端的にお尋ねしますが、1つは、17億強の交付税が減額するとこれは大変なことだということは論をまたない。そうしたときに、例えば5年先、あるいは10年先に、いわゆる当然ながら交付税も減額されるという中で、基準財政需要額、あるいは基準財政収入額というものをどういうように想定をされているのかということが一番大きな問題だろうと思うんですが、これは立ち入って細かい表をもって議論する時間はないと思いますが、現在、何でこういうことを言うかといいますと、当然ながら需要に対する基準財政収入額というものの、いわゆる差額の中に交付税

というものが位置づけられる、そして、交付税が当然また下がるということは、当然ながら需要額、収入額とも縮小すると、こういうことになるわけですが、そこで一番問題となるのは、例えば、平成20年の決算数値によりますと、公債費の負担比率というのは24.4%、約25%になっている。この時点で、この公債費の負担比率というものは、どういう率になるのかということが、非常に気になることです。なぜかといいますと、特例債にしる過疎債にしる交付税の措置、後年度措置されるんだから、有利な借金だとかこういう話なんです、交付税の絶対額が下がる、あわせてびっくりするほど収入、財政指数が上がるほどの税収は入らない。全体的に需要額、収入額とも縮小する。しかし、借金の額というものは縮小しないわけがあります。ならばしぼんだ、いわゆる基準財政需要収入額というものの中にある公債費というものの負担比率というものが5年先、あるいは10年先にはほとんどない重いものになるというのは理論上明らかなんです。だから、この17億円強の交付税が減額するであろうと想定していると言われる見通しの中における公債費比率とは、一体何ぼが想定されるのか、まずそれをお聞かせいただきたい。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） ただいま申されましたように交付税が減るということは、基準財政需要額、いわゆる標準財政規模が落ちてまいります。分母が減れば分子によって率は上がるというのは想定されますので、今のところの試算でございますが、10年経てば交付税が減少し始める。そして、御存じのように5年間で段階的に減ってまいります。平成28年の目標といたしましては、現在のところ実質公債比率で17.1%程度に改善できるものと思っておりますが、端的に申し上げますと、その時点においては、1割程度は高くなるのではないかなというようなことも推測をいたしております。しかしながら、今後、先ほど市長が申されましたように、起債残高の減少、そしてまたプライマリーバランスの黒字化、そういったことを求める中で、これがその数値に上がらないように、いわゆる18%以下にとどまるように、今計画をつくっている状況でございますので、そういったときにも健全な数値であるということで、今試算をしている状況でございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 実質公債比率そういうことで17%台と、大変目標としてはいいことだし、またそれに努力をしていただきたい。達成していただきたいと、これは住民の願いでございます。そうした場合に、その17億円強の交付税が減額するであろうと、需要額も収入額もいわゆる縮小を均衡するわけですが、その中に

占める実質公債比率は17%ということにして、いわゆる公債費の負担比率というのはどれぐらいを見込まれますか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 公債費の負担比率は、御存じのように地方交付税算入を含んだもので計算いたしますので、24、5%にはなろうと思っております。ただ、全体の起債発行額も交付税算入以外は発行しないというような強い精神で臨んでおりますので、6割ぐらいは交付税で算入されるということで、実質の一般財源の負担は、先ほど申しましたように17%、いわゆる少なくとも18%以内では推移をさせなければならないというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） そうしたときの目標の場合ですね、達成するのにやっぱり収入というのは非常に大きい。交付税というのは人頼みでございますので、そういった場合に現在の37%ですか、34%ですか、その前提になる財政力指数は何%と試算されていますか。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 現在の財政力指数が40%でございます。いわゆる60%は地方交付税に依存しているという状況でございます。今後、国が大変たくさん国債を発行いたしまして、その償還と税とが匹敵するような状況になっております。ですので、収入をどういふようなことで推測をされるかということとは定かではございませんが、現在の市の状況といたしましては、35から40程度の財政力指数で推移をするという前提での試算でございますので、将来は変更があれば、またそれに応じて変更せざるを得ないというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 一番、市民は細かいことを知りませんし、私どももなかなかそういう専門家でないので、わからないんですが、いわゆる漠然と5年、10年先のいわゆる財政の状況というのは、交付税次第ということもありますし、交付金や移譲される税源の推移というようなことも、当然多分に変動する可能性がある要素もあるにはあるんですが、問題は持続可能であるかどうかということなんですね、ざくっと言えば。そのときに一番私どもが隘路になるのではないかなと思うのは、いわゆる職員給与の水準であるとか、数をそうむちゃくちゃに減らすなんてことは、5年、10年の中では難しいと思いますが、現実問題として、他の自治体、あるいは府県、兵庫県においてもしかりですが、要するに、職員給与の水準の削減、

あるいはその中でも一番大きな、我々議員なかなか目に見えないところでありますが、トータルでしかわからないですが、退職金水準の是正というような問題がやはり生じてくるんじゃないかと。しかし、しかしこれは一気に1年、2年でというわけにはいきませんので、当然ながら行財政の改革という枠の中で、ある時期思い切った、そういう動きを職員にも示し、あるいは市民の理解も得るといふ時期がいずれ来るんだろうと思うんですが、この中・長期の財政の健全化に対する計画を練り直す時点において、そういうことはあり得るのかないのか、あることも想定しなきゃならないのか、いやもう一切そういうことは想定しなくて、現在の行財政改革で十分賄えるということなのか、このところをざくっとお答えをいただきたい。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） おっしゃいますように、国の動向が非常に不透明でございます。国がどのような状況に持ってくるかは別といたしまして、市長も申されましたように、いわゆる入ってくるお金で入ってくる経費が賄える、いわゆるバランスの収支に注意をするのが1点。

もう一つは、将来の負担を残さない、いわゆる借入金を抑制する、低減に努めるということが2点目。

最後に、先ほど申されましたように、経常収支率、いわゆる人件費も含めた経常経費の削減に努めると。これは不断の努力をするべきだと思っております。その中で、職員の給与につきましては、ラスパイレス指数が一時は98.何ほと超えておりました。現在は97.2%まで、適正化と申しますか、低減はいたしております。また、退定組合等の退職金制度につきましても、不都合の部分も中にはございます。こういったことは、経常収支率の健全化を目指す中での一つの項目として、当然今後検討すべき項目であるというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） 職員の全体の士気にも絡むことなんで、答弁が慎重になるのは当たり前でございます。しかしながら、逆に言えばですね、そのところを理論的な、いわゆるそのままの状態にしておいて、行政改革の中で市民の負担とか、あるいは今までの行政サービスの低下を通じて、そこだけが温存されるようなことはやはり我慢ならんなどというのが一般の市民の感情でございますので、やはりしっかりと見通しを立てる上において、こういう方向にいかざるを得ないということは、一日も早く明解にしていきたいと。

中・長期、5年、10年の中にはそういうことがドラスチックに起こることはあ

り得ないという答弁をいただいたと、このように理解していますので、そのように受けとめたいと思います。しかし、私は私見をあえて言わせていただければ、ラスパイレス指数が適正であるから、そこのところはいいんだという議論ですが、これは非常にやっぱり、何というのかね、市民の側から言うと、決して答弁にならないですね。なぜなら、財政の状況、実質公債比率も含めまして、公債費残高、起債残高も含めまして、他の自治体と比較したときに、我が市の置かれているポジションは非常に悪いということは皆知っているわけなんです。そういう中であって、ラスパイレス指数が非常に適正なところにあるから、我がまちは水準だと言ってもそれは議論違うやろと。悪いところ、起債残が急速に縮小することは考えられないという中において、ここの部分はラスパイレス指数が適正だからいいんですということは、果たしていつまでも言い得るかどうかというのは、これは大きな問題でございますので、この点を指摘して、特に答弁をいただきませんが、その点を私見として指摘をさせていただきたいと思います。

引き続きまして、し尿券の問題ですが、市長、今日のはっきりした答弁をいただいたと。ということは、一つはコンプライアンスの問題に絡めまして、いわゆる確立していくためにトップとして決断し、非情な措置も取らざるを得ないかもわからないという意味のことを申されたんで、それはそれとして受けとめておきます。

その中で、市民委員会の調査の、いわゆるスタンスはということで、独自の視点の提言をいただくと、こういうことをおっしゃいました。それは、市民の委員会の意見として重く受けとめるということもあわせておっしゃったわけでございますが、それはそれで了解しましたが、現在、特命チームそのものも活動中なんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 特命チームも活動はいたしております。調査チームにつきましても、その調査チームに特命チームの調査したものを提出もしたり、いろいろしながらやっているところであります。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩薮昭美議員。

○18番（岩薮昭美君） 二つのチームが調査で展開中ということですが、職員チーム、いわゆる職員を中心とする特命チームと、今、市長の肝いりでつくられました市民委員会の独自調査ということで、大きく市長に上がる報告書に食い違い等は生じませんか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） まず、そんなに大きな食い違いは最終的には出てこないとい

うふうに思っております。ただ、視点の違いというものは、多分出てくるんではないかなと。部内の特命チームというのはあくまで市役所の職員でありますから、そしてまた、調査チームは民間の方でありますから、そこに見方の違いというものは幾らかはあるだろうと思いますが、こうした問題が起きた背景でありますとか、いろんなことについては、そんなに違う報告は上がってこないというふうに思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） それなら結構でございますが、要するに、独自の調査、スタンスで行われる市民目線ということと、ある意味、職員の特命チームの視点という報告が大きく食い違ったときに、市長は大変お困りになるわけですね、現実問題として。そここのところの調整はまさしく市長の、いわゆる責任においてそれを受けとめて、どういう結論を出すかということは、まさしく市長の一人の判断に頼らざるを得ないということになるわけなんでね、願わくば、ねらいとするいわゆる問題の解明は一つでございますので、二つの視点から仮に調査が行われたとしても、やはり一つの結論に至るということは一番理想でございます。しかし、理想に至らないということも考えられる。そういった場合にですね、やはり最後は市長が決断をなさるということが一番重要なことだというように考えます。そのように理解してよろしいか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、あくまでも市長に対する提言という形でいただくということにいたしております。したがって、調査チームが、あるいは特命チームがどうであったかとか、そういうことはなくさなければなりませんし、最終的なまとめについては私自身がやって公表をいたしたいと思っております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩露昭美議員。

○18番（岩露昭美君） その決断というのか、決意というのは僕は評価します。市長が最終的な、いわゆる責任者として報告を受け、最終結論に至られるというのは、これは当然の筋道で、それはそれで了解いたします。

しかし、ここで一番市民の、我々も含めて行政の中にいる人との視点の大きな違いというのは、この棄損されたいわゆる公金の回復というのは、私は常々申し上げているように、市民委員会がどういう結論を出されるか、報告を出されるか、それは私の知るところではありませんけれども、私自身は市民の大方の者は、この穴は行政の責任において賠償される性質のものであると、刑事事件になったものは別個

の問題として、いわゆる行政責任を明確にするということが行政のトップの責任であろうと思います。このことについては、かねてから市長はそういう考え方を持っておるといふような回答をいただいていると理解しますが、それでよろしいですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） そのとおりでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） もう時間も少なくなりましたので、最後の過疎事業の問題に絡みましてお尋ねするんですが、医療は論をまたない、この地域の安心安全のために大事なことであり、行政挙げて取り組んでいただいているというように理解しております。ところが、なかなか進まないのが、この地域の交通対策でございます。65歳以上の世帯主が生活に頼っているのは、すべて自家用車でございます。こうしたひとり暮らし、あるいは老老の2人の世帯の中で、自家用車でもって、この地域の日常の生活を営んでるといふ世帯はどれぐらいあるんでしょうか、調査はあるんでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） お答えいたします。

平成12年で65歳以上の単身者数でございますけれども906名、うち75歳以上が499名でございます。ちょっとデータが古いんですけども、平成17年度ではそれが増えておまして1,043名、また75歳以上は615名というふうな形になっております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） 自家用車に頼って日常生活をしているということに限っての調査はありますか。

○議長（岡田初雄君） 企画部長、伊藤次郎君。

○企画部長（伊藤次郎君） 運転困難というふうな状況が75歳以上かなというふうなことで、先ほどもお答えいたしましたように、平成17年度で75歳以上が615人というふうなデータが出ております。このことにつきましては、宍粟市の公共交通の交通計画の中で統計化されたものでございます。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） いずれにしても、車に頼るしか日常生活、あるいは老後の医療生活、交流生活、すべてできないという仕組みにあるのが本市の状況でございます。そういうことで、地域交通をやっていくという、進めていくということは、

重点的にやっていただかないと、これが5年経てば、亡くならなかったらそれだけ絶対人口と平均年齢が上がっていくというようなことで、しぼんでいく日本の国情の中、あるいは高齢化社会の進展の中で、これは急いで今から鋭意取り組んでいただかなきゃならん大きなテーマになっていると、こういうように認識するんですが、市長の御認識はいかがですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） この公共交通につきましては、確かにこの運転免許証の返上も進められておりますし、いろんな形で通学の問題もあります。そういう中で、公共交通の委員会がございます。この委員会は非常に強い委員会がございまして、なかなかそれに基づかないといけないというようなこともございます。そういうことで、今、その委員会がどう答えを出されるかということもあるわけでありまして。そういう中で、特に今回の新過疎法につきましては、そういったソフト面も配慮されるということでもございますので、そういったことも含めながら、そしてまた、学校規模の適正化によるバスということも必要になってまいります。そういうことを含めたりしながら、一方では、以前に議員からの資料をいただきましたが、ああいふ民間の会社に運行してもらおうというような中でのやり方がありますとか、いろんな方法等も検討を早くしていかなければならない課題であるというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 18番、岩路昭美議員。

○18番（岩路昭美君） 口を開きますと、これは我が市だけじゃなくて日本中そうなんですけど、高齢化社会がそれが到来すると言いながらも、やっぱり集中してそこに住む人の安心安全をどうやっていくかということの基盤整備というのは、やっぱり遅れておるんです。過疎法も時限立法でございますし、恐らくこれが継続されるというような社会状況というのは、そうそうないだろうということを思いますので、どうか鋭意皆の地域の我々の生活を守る、そういう視点に立って地域交通に全力を傾注していただきたい。新過疎法の、いわゆるこれも借金になるんでしょうけども、同じ借金でもやはり将来につながり、そして自分たちの安心安全につながる場所に集中的に、重点的に集約して、ひとつ御努力をいただきたいということをお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で岩路昭美議員の一般質問を終わります。

続いて、15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） それでは、定例会に当たりまして、日本共産党議員団を代

表して代表質問、一般質問を行います。

まず最初に、平和都市宣言についてであります。

本市の議会でも都市宣言の議決がなされました。それを受けて、市長は賛同の表明をされた経緯がございます。これから、これにふさわしい施策が必要ではないか、このように考えるわけであります。その点について冒頭お尋ねをするものであります。

特に、全国的にも平和市町会議などが開催されたり、また本年5月に行われましたニューヨークで開催されましたNPT再検討会議でも核兵器の廃絶を目指す国際交渉が行われておりまして、核兵器廃絶に向けて一定の合意がなされているところであります。こうした点も踏まえながら、地方の自治体としてもそうした平和の問題、市民にアピールし、また市民と一緒に核兵器のない社会、世界、そしてまた戦争のない自治体をつくるべきではないかなというふうに思います。その点でお尋ねをするものであります。

あわせて、この5月のNPT再検討会議には私ども日本共産党の党首、志位委員長が参加をして、いろいろな提案をしながら各国の代表と交流、交渉を深めております。

それから、またあわせてニューヨークからワシントンにまいりまして、アメリカ国務省との幹部と出会って、日本の基地撤去を求める沖縄県民、日本国民の意思を伝えております。普天間基地の解決の道は県外移設、沖縄の基地負担ではなしに、無条件撤去しかないということで、公党の党首として堂々とアメリカの国務省の幹部と交渉をしてきたわけであります。国務省の幹部も意見は違うけども、今後いろいろな意見交換をしていきたい、こんな回答が返ってきていることもあわせて申しながら、私ども日本共産党も地方自治体において、そしてまた日本国内において、また世界において、こうした平和の活動については、党の立党の原点として頑張る決意を冒頭あわせて申し上げておきたいというふうに思います。

2点目は、宍粟市の人権意識調査と今後の学習のあり方についてであります。

これにつきましても、本議会で一般質問という形で私も市長にお尋ねをした経緯がございます。しかし、まだその段階では調査結果がまとまっていないということでございましたので、昨年7月に実施をされました人権のアンケート調査の結果については、私も一部いただいておりますけども、その経過と今後の対応について、尋ねるものであります。

また、調査結果については、まだ十分分析されていないという担当課の答弁でござ

いますけども、市長としてその所見を求めるものであります。

また、こうした人権学習とあわせて市民の学習も合併した4町それぞれ学習形態があります。やはりきめ細かな旧町ごとに合った取り組みが必要ではないかなというふうに思います。その点で山崎町や市民局ごとの学習の方策、今年度、どのような方策を検討されているのかどうか、尋ねるものであります。

特に、人権とかかわって同和の問題が先ほど言いましたアンケート調査でも設問が大変多い状況でございました。しかし、全国的に見ても同和の施策については、国の対策法も終結をいたしております。今は同和や同和関係の教育、これを終わらせていく自治体、また終結宣言をした自治体もたくさん生まれてきております。合併した4町はいろいろ状況は違いますけれども、やはり人権学習の中でそうした対応をしていくべきではないかなというふうに思います。この点で人権学習とあわせてあらゆる人権学習の取り組みについて、答弁を求めるものであります。

また、こうした生涯学習とあわせてごみの分別収集などについても積極的に学習をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

また、宋栗総合病院におかれましても、病院ニュースというような形で第1号が発行されたり、また、ボランティアのグループも立ち上げされたと言われておりますけども、やはり市民の中に行政が入って行って、もう少し積極的に住民の意見を聞きながら対応していく必要があるのではないかなというふうに思います。

特に、ごみ収集の関係につきましては、この4月1日から一宮市民局、波賀市民局でごみの出し方が変わっております。これについても、本来、旧一宮町ですと十分にこうしたごみの出し方を変える場合については、自治会ごとに懇談会を持ったり、住民の意見を借りながら、意見交換した経緯がございますけども、文書だけで、また収集カレンダーの案内だけで、それからまたシータン通信などでお知らせをされておりますけども、住民の中に十分徹底されてない状況がございます。ですからこうしたごみの分別収集、ごみの減量化、また総合病院の病院の状況なども看護師さんも含めて地域に出てください、市民との意見交流、そうした学習のあり方が必要ではないかなと、このように考えるものであります。こうした点でお尋ねをいたします。

3点目は、子育て支援についてであります。

これは絞ってお尋ねをしたいと思います。本当に子育てしにくい日本の社会状況でありますし、なかなか就職もないということも午前中の議員の発言でもございましたけども、特に日本の場合、OECD加盟国30カ国の中で高校授業料がある国

は日本、イタリア、ポルトガル、韓国の4カ国のみであります。しかし、政権が変わりまして高校授業料はこの4月から無料になっておりますけども、返済不要の奨学金がない国は日本、メキシコ、アイスランドの3カ国だけ、こんな状況でもございますし、また、ひとり親家庭の貧困率、これも調べてみますと、OECDの資料ですけども、日本は57.3%がひとり親家庭の貧困率になっております。OECD平均では32.5%であります。フランスでも26.6%、このような状況でございます。

また、家族政策への予算、これはGDP比で調べた統計資料でございますけども、日本の場合は0.75%、フランスは3.02%、スウェーデンは3.54%になっております。こうした点で見ても本当に子育てしにくい環境でございます。ですから絞ってお尋ねをしたいと思っております。

1つは、医療費の完全無料化への拡充でございます。この4月から県の施策もありまして、小学校4年生から6年生まで入院・通院の場合、自己負担3分の1が助成されております。しかし、中学1年生から3年生までは入院の場合の自己負担の3割の3分の1が助成措置をされております。ですから、これも完全な無料化にして子育てしやすい状況をつくるべきではないかなというふうに思います。そうしたことがやはり住みやすい宍粟市になるんではないか、こんな思いでございます。

また、障がいのある子どもたちの教育の現状と課題でございます。子どもたちは誰もが成長したいと願っています。それは障がいのある子どもたちも同じです。「ああ、そうか」と新しい世界を発見したとき、友達と心を通わせたとき、仲間とともに自分の持てる力をいっぱい発揮したとき、子どもたちは目をきらきら輝かせ、学校での学習にも参加していきます。自分が人として尊重されることが実感でき、安心して新しい世界に挑戦できる生活や学習の場を保障されなければ、一人一人の発達を促す適切な教育環境が用意されるならば、誰もが豊かに成長、発展していく可能性があります。こうした点で行政の役割が問われております。

こうした点で障がいのある子どもの市内の状況、学級数、人数と専門の先生、正規職員の先生がどれぐらいおられるのかどうか、あわせてお尋ねをいたします。また、市の独自施策についてお尋ねをするものでございます。

また、子どもの医療の関係でございます。特に、私どもの共産党議員団も子どもの場合、資格証を発行すべきではないか。こんな提案を再三再四指摘をしてきました。しかし、国の自民党・公明党政権が続く中で、国保会計への国庫負担率と保険料、これも具体的なグラフをつくってきたらよかったですけども、この10年

間、国保負担率は1984年ですと49.8%、5割ぐらい国保会計への国の負担がありましたけども、2007年度決算で25.0%、半分に減っている状況でございます。一方では、1人当たりの国民健康保険の保険料3万9,000円から8万4,000円、倍額になっている状況でございます。一方では所得が減っているわけがあります。こうした点から見ても国民健康保険の改善は急務であります。こうした点で子ども世帯の国保、資格証、短期証の交付、未交付状況はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

これは北海道の旭川市での取り組みでございますけども、市の担当者は滞納者に会うことが大事です。支払い能力がある人にはきちんと措置をとる。払いたくても払えない人には事情を聞いて分納などの相談に乗る。会えば解決するので、結果としては資格証はゼロになっています。こんな旭川市の担当者の国保資格証発行ゼロに対する取り組みも伝えられております。宍粟市としても市職員自身が懇切丁寧に各家庭を回って対応していく温かい姿勢が求められているんじゃないかなというふうに思います。こうした点で資格証、短期証の交付状況について、お尋ねをいたします。

続きまして、公共交通と外出支援についてであります。

先ほども他の議員といろいろやりとりがされておりますので、簡単にお尋ねをしたいと思います。

公共交通の関係では、市長はこの間の答弁の中で、23年度から試験的に実施をしていきたい。こんな答弁、説明をなされておりますけども、もうこれは待ったなしではないかなというふうに私は考えます。そういう点では、この22年度、少なくとも試験的な対応はすべきではないかなというふうに思います。市の行政も、し尿券問題も含めて大変な課題をたくさん考えておられることはよくわかりますけども、やはりお年寄りの公共交通、生活の足を守るということは待ったなしであります。

合併した長野県の木曾町の場合ですと、基幹バス、循環バス、乗合タクシーを組み合わせて町内どこでも200円で行ける交通システムが既に実行されております。こうした点も本市の議会でも委員会が視察に行った経緯もございますけども、やはりそうしたモデル的な合併して広くなった町村の状況も学びながら、宍粟市として来年度からする、こんな話ではなしに、この22年度、年度途中からでも実行に移すべきではないか、このように私は提案したいわけがあります。この点で市長の答弁を求めるものであります。

それからまた、いろいろな方々の陳情、要望もありまして、外出支援サービス、これが社会福祉協議会や旧山崎町域、それから千種町域のタクシーや民間業者だけではなく、一宮、波賀ではタクシー事業者の参入で非常に喜ばれている、こんな状況がございます。しかし、運行範囲は自宅と市内の医療機関、佐用町の尾崎病院、それから自宅と市役所、市民局、保健福祉センター、宍粟防災センターなどに限定をされております。時間も月曜日から土曜日まででございます。ですから、もう少し拡大してほしいというのは、少し買い物もしたい。それから、最近貯金をおろしたりする場合でもやっぱり郵便局に行きたい、JAに行きたい、こんな声もございますので、この運行の範囲を拡充すべきではないかなというふうに思います。この点について、お尋ねをいたします。

続きまして、ごみ収集業務についてでございます。

本当にし尿券問題から始まって、いろいろとごみ収集、こうした関係の業務が適正に行われているのかどうか疑問な点もございます。そこで、一宮・波賀地域の収集運搬業務で平成22年度は4社で執行されております。この4社の資格要件についてどうなっているのかどうか、冒頭お尋ねをいたします。

以上であります。

○議長（岡田初雄君） 山根 昇議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 山根議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、5月28日、国連本部で開かれました核不拡散条約再検討会議において、具体的な措置を含む64項目の行動計画を盛り込んだ最終文書が全会一致で採択をされました。これは、国際社会における核兵器のない世界の実現に向けた大きな一歩であります。

日本非核宣言自治体協議会の調査によりますと、平成22年4月1日現在で、全国で約1,500自治体、兵庫県では34市町が核廃絶平和都市宣言を行っております。世界の恒久平和を実現することは全人類共通の願いでもあります。宍粟市も二度と戦争を繰り返さない平和な社会を次世代へ継承していくという決意のもとに、平和都市宣言を行うものでありますから、今後はこの平和都市宣言の内容の普及、あるいは啓発をより一層推進する取り組みが必要であるというふうに考えております。

現在、参考までに行っておりますそうした学習等につきましては、中学校の道徳等で地雷ゼロ、あるいは命の大切さ、あるいは戦争といったような教育が行われて

いるところでもございます。また、社会教育における学習等でもそうした戦争をテーマにした講演会等の講演が行われたりいたしているところでもあります。

今後、宣言をいたしておりますので、宣言モニュメントといったことなり、あるいは映画会なり、いろいろ検討を加えながら考えてまいりたいと思っておりますし、またいい御提案がありましたら、お願いをいたしたいと思っております。

次に、人権意識調査の経過と今後の対応についてのご質問でございますが、昨年の6月25日に調査委託契約を行いまして、7月から8月にアンケートを実施をいたしました。その後、統計処理作業、調査データの分析等を経て、3月末に調査報告書を受領したところでもあります。この市民意識調査を通して明らかになりました社会啓発の成果、問題点などを基礎資料としながら、今後の人権教育や人権啓発の指標に活かしていきたいというふうに考えているところでございます。

その調査結果の所見ということではありますが、意識調査の調査結果から見て、人権問題解決への考え方に課題があらわれていると言えます。市としましては、従来からの人権問題の早期解決が急務であることを考え、人権教育・啓発に力を注いでまいりましたが、このことから考えれば、問題解決に向けた効果はまだ十分とは言えないということもあろうかと思っております。

しかし、一方では、人権問題の解決に向けた姿勢を明確にする市民が一定程度存在すること。また、これまでの人権啓発への参加や啓発内容の工夫などが問題解決に向けた態度や人権意識の高揚に確かな成果をあらわしている結果などもあらわれているところがございます。こうしたことにつきましては、問題解決への明るい展望というふうに考えております。

次に、多様な市政を知ってもらい、意見を聞く学習が必要ではないかというご指摘でございます。このようなことにつきましては、市政情報、広報やパンフレット、あるいはその他の手法により提供を行っております。また、自治会や小グループへ出前講座の開催を呼びかけ、住民からの要請を受けた場合、住民からの意見を直接聞けるチャンスと受けとめており、積極的に対応していきたく思っております。この出前講座も最近、かなり広範囲な問題にたくさんの要望が出ておりますので、こういった点をとらえながら、情報を出したり、意見を収集したりということにしたいというふうに考えております。

次に、医療費の完全無料化についてですが、宍粟市におきましては、乳幼児等医療費助成制度で0歳から小学3年生までを児童医療費助成制度で小学校4年から6年生を対象に入院と通院の医療費を助成をいたしております。

また、今年度より先ほどもありましたように兵庫県におきまして、子ども医療費助成制度として、小学4年から中学3年までの入院にかかる一部を助成する市町に補助をする制度が施行されており、本市でも中学生を対象とした県制度と同様の制度を設けているところでございます。これらの制度により、子どもを産み育てる環境が徐々に整ってきていると認識はしておりますが、少子化対策事業としてより安心して子どもを産み育てられるよう、完全無料化ということにつきましては、財政状況、財政負担、こういったものがございますので、そういったことを考慮しながら、研究をしてまいりたいというふうに考えます。

次に、子ども主体の国民健康保険、資格証明書、短期証についてですが、本市の状況としましては、医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に係る通達の趣旨にのっとり対応しているところでございます。資格証明書交付世帯には高校生世帯以下の被保険者はありません。短期被保険者証交付世帯には、高校生世代以下の被保険者は137人でありまして、平成22年6月1日より6カ月の有効の短期被保険者証を交付しているところであります。

次に、公共交通についてのご質問であります。現在の宍粟市の公共交通施策につきましては、御案内のとおり住民の代表、事業者の代表等で構成される公共交通計画検討委員会において協議をいただいております。宍粟市交通計画を策定していただいたところであります。

今年度はこの計画に、より具体的な事業内容や利用者ニーズ等を反映させ、宍粟市の実情に合った効率的で利便性の高い公共交通システムの確立に向けて、宍粟市地域公共交通総合連携計画を策定するという事になっております。その上で23年度から3カ年の実証運行を実施して検証する中で、市民の皆さんに利用しやすい公共交通システムを構築していきたいというふうに考えております。

即刻という話ですが、こうした制度、非常に強い制度でございまして。そういうことも御理解をいただきながら、できるだけ早くというふうに考えているところであります。

次に、外出支援サービスの運行範囲ということですが、宍粟市の外出支援サービスは、公共交通機関の利用が困難で外出が困難な高齢者、障がい者に対して居宅と在宅福祉サービス実施場所、介護予防と実施場所、利用機関の間に係る移送サービス提供、これを目的といたしております。合併前から実施している事業でございまして、平成19年度に統一をして、目的は4町ともほぼ同じ内容であった

ため現行の内容となっております。そのため、運行範囲につきましては、北部3町は市民局管内の医療機関と総合病院でありましたが、市内全域となったため、利便性が向上いたしております。また、対象者についても概ね拡大をしているところでもあります。

現在は補助金もなく、単独事業となっており、平成19年度の利用条件の統一以降、対象者と区域が拡大したことにより、事業費も大きくなってきているところがございます。また、本年より事業所を増やし利便性の向上を図るための検証を行っているところであり、その結果によってはさらに事業費の増が見込まれます。宍粟市の財政状況から考えますと、運行目的の拡大については事業の継続可能な安定的運営を目指し、利用者負担のあり方も含めて総合的な検討をしていく必要があるのではないかなというふうに考えているところでもあります。

その他の質問につきましては、副市長、教育長がお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） お尋ねの一宮・波賀管内のごみ収集業務の入札資格要件につきまして、お答え申し上げたいと思います。

市で決めておりますごみ収集運搬業務の入札参加資格につきましては、宍粟市の一般廃棄物収集運搬業の許可を有し、かつ、平成22年3月31日、今年度の入札ですけれども、平成22年3月31日時点におきまして、継続して1年以上の実績を有するものとしております。なお、宍粟市の一宮市民局管内または波賀市民局管内に住所、または事務所を有する個人もしくは法人、かつ、4人以上の従業員の雇用が可能なものという条件を付して4社が応札した結果でございます。

○議長（岡田初雄君） 教育長、小倉庸永君。

○教育長（小倉庸永君） まず、1点目の山崎町や市民局ごとの学習の方策等についてのご質問でございますけれども、学習の方法については、旧4町の取り組みがそれぞれ違うという状況でありますけれども、宍粟市の生涯学習の理念をもとに、行政、住民が一体となった生涯学習、地域づくりを進めておるところでございますけれども、あわせて人権尊重を基本に据えた学びでつくる人づくり、まちづくりをそれぞれの生涯学習推進協議会で取り組みを進めていただいております。

具体的には、山崎の生涯学習推進協議会につきましては、組織はいわゆる小学校区ごと、都多・伊水につきましては葛沢生推協という形になっておりますけれども、小学校区ごとに生推協が組織されまして、学習方法あるいは内容につきましては、

8つの生推協でそれぞれ異なっておりますが、すべての自治会で推進員や学習委員を置いていただきまして、人権学習の研修あるいは学習、地域づくり、あるいはふれあい事業等を実施いただいております。

また、地区によっては自治会を中心にした人権学習、地区別人権学習等に取り組んでいただいております。

それから、一宮生推協につきましては、もう御承知のとおりだと思いますけれども、全自治会に男女1名の学習委員を委嘱していただき、各自治会で人権学習分野は必須とし、健康あるいは福祉等、他の4つの分野を分けていただいております。また、支部ごとに実践発表会をしていただいたり、年度末には一宮全体で生涯学習実践発表会、まちづくり学習フォーラムというような形で取り組みを発表いただき、それぞれの情報交換をしていただいております。

それから、波賀生推協につきましては、全自治会に地域づくり学習委員を男女1名置いていただいております。各自治会でも人権学習を必須とし、年2回以上学習するというような形で進めていただいております。そのほかにつきましては、まちづくりの学習もあわせて進めていただいております。また、昨年度からは波賀全体で実践交流といいますか、実践発表会も実施いただいております。

千種生推協におきましては、全自治会の隣保に1名学習委員を置いていただき、各自治区会で人権学習を、これも必須とし、学習を進めていただいております。また、全体での実践発表会等についても開催をいただいております。

それぞれ申し上げましたように、4町それぞれ取り組みが異なるわけですが、それぞれの人権学習あり、あるいは地域のさまざまな課題解決に向けて、それぞれの地域で成果を上げていただいておりますというふうに考えています。

今後は、宍粟市として市民憲章に基づく理念を共有しながら、それぞれの地域の取り組みを交流し、それを生かしながら地域の人づくり活性化につなげていただければありがたいと考えております。

それから、障がいのある子どもへの市の施策という部分についての御質問にお答えをさせていただきます。

まず、市内には障がいのある幼児、児童生徒が保育所、あるいは幼稚園、小・中学校に在籍し、保育あるいは教育を受けておるところでございますけれども、生後間もなく成長発達が気になる児童に対しては、就学前までに健康福祉部の保健師さんを通して継続した専門相談を受けながら、一人一人の障がいの程度等を把握する

とともに、障がいのある子どもたちの早期の発見や支援の方向を検討しておるところでございます。

教育委員会といたしましては、まず1つ目は、宍粟市就学指導委員会というものを設置をしております。健康福祉部とも連携しながら乳幼児からの子どもの成長発達の状況を共有しながら、障がいの種類や程度を把握し、それに対する支援方法を協議しながら、それぞれの子どもに最も望ましい就学を図ることを目的として、保護者の御意見等も含めて方向性を決めておるところでございます。その結果としまして、特別支援学級あるいは特別支援学校への就学措置を図っておるところでございます。

また、通常学級に在籍するいわゆる発達障がい、LDとか、ADHDとかいう発達障がいの幼児、児童生徒につきましては、それぞれの学校に在籍するという状況を受けて、その教育支援を行うことを目的として教育委員会では就学のための教育連絡会というものを設置をしております。これにつきましては、幼稚園、保育所、小・中学校の先生方、健康福祉部、医療関係者、専門家を交えて連携しながら、この支援体制を進めておるところでございます。

具体的には、8中学校区ごとに連携連絡会を開催をしておるところでございます。その中で支援体制を協議をしております。この中で教育上特別な支援が必要であると判断された子どもたちに対しては、日常生活の動作介助だとか、あるいは学校教育の支援等を行うために、教員免許を有する特別支援教員を配置しておるところでございます。この支援教員につきましては、県の補助制度としてスクールアシスタント事業というのがあるわけですが、なかなかそれだけでは対応できないということで、市負担職員としまして小学校6校、中学校2校に8名を配置しておるところでございます。

それから、障がいのある子どもたちの状況でございますけれども、平成22年度につきましては、公立保育所において4所、18名の子どもがおります。加配の職員については13名を配置しておるところでございます。この加配の職員につきましては、保育士の免許を有するという職員が当たっております。私立保育所では3園、7名の要支援児が在籍しておる状況でございます。幼稚園では2園において3名の障がいのある児童を受け入れて、2名の加配職員を配置しておるところでございます。普通学級の中で自立に向けた教育支援を行っておるところでございます。幼稚園についてはそういうことでございます。この幼稚園につきましては加配職員も幼稚園の免許を有する者が当たっておる状況でございます。

それから、小・中学校の状況でございますけれども、障がいの種別につきましては、知的、肢体不自由、自閉、情緒というような障がいの種別でございますけれども、教員につきましてはすべて正規の職員が当たっておりまして、特に経験豊かな職員が担当しておる状況の中で、一人一人の障がいの状況に応じた個別支援の計画、あるいは教育支援計画等を作成しながら、支援教育の充実に向けて取り組んでおるところでございます。

児童生徒数あるいは学級数についてでございますけれども、小学校では10校で28名、17学級でございます。それから、中学校におきましては、8校、13学級、22名でございます。教師につきましては、小学校は17名、中学校は13名、先ほど申し上げましたように、いずれも正規の職員が担当しておりまして、いずれにしましても、子どもたちのそれぞれの個性を活かしながら自立の支援を行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうからは、ごみ分別収集の関係のことについて御答弁をさせていただきます。

特に、一宮・波賀区域、議員もおっしゃいましたとおりなんですが、この分別につきましては、旧町の中で進めていただいております分別ということで、例えばアルミであったり、それからまたペットボトルであったりということで、山崎あたりにはそういう分別ができてないところまで、いろいろ市民の皆さんの協力でそれが習慣化してできているような状況になっております。今回、特に燃やさないごみの袋と、それから缶の袋、その認識のところはどうも十分周知できてないなというところもあったりしまして、黄色いシールを張らせていただいて、燃やさないもの、口に入れるものが容器に入っていたものについては缶の袋に、それ以外のものについては燃やさない袋にというようなところをお願いをしているところなんですけれども、それも従来からお願いをしていたところではあったんですが、なかなか徹底ができないというようなところの中で、特に容器包装リサイクルという観点からも有価物として活用できる、そういうところにいろいろこちらのほうも視点も置きながら、住民の皆さんに御協力いただきたいというようなところで、今現在一番問題になっておりますのは、不燃物の入れる袋と缶の袋との混在というところがあることについて周知をお願いしているというところで、今議員おっしゃいましたように、なかなか周知方法が足らんのではないかというところなんですけれども、ま

た市民局等とも協議させてもらいながら、その部分について、また検討をさせていただきたいと思います。

- 議長（岡田初雄君） 山根議員の質問の途中でありますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

午後２時３０分まで休憩いたします。

午後２時１７分休憩

午後２時３０分再開

- 議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

１５番、山根 昇議員。

- １５番（山根 昇君） それでは、再質問を行います。

まず最初に、ちょっと議長にもお願いしたいと思うんですけれども、一宮・波賀地域のごみ収集運搬業務の入札についてでございます。平成２２年３月１７日にこの入札が行われております。今年は４社で行われております。それから、去年は３社で行われました。今年の４社でございますけれども、落札契約者が矢野リサイクルになっております。事務所が、これもちょっと議会事務局で調べてもらったんですけれども、一宮町安積４８４番地になっております。先ほど副市長の答弁ですと、市内に住所を有する業者、かつ１年以上の実績を有する者ということが言われておりますので、実際この一宮町安積４８４番地に住民登録がされているのかどうか。それから、１年間の実績を有する者ということでございますので、納税証明なり、そういったことが当然添付される条件つきになっておるんじゃないかなと思うんですけれども、その点で本議会中に住民票の写しをちょっと出していただきたいなというふうに思います。

それと関連して、ちょうどこの矢野リサイクルという業者さんが、昨年、２１年の３月１７日の入札にも参加されておりますので、このときの住民票、それから実際１年間の、ですから２１年からさかのぼって２０年から２１年にかけて一宮でそういう実績があったのかどうか、それがわかる公の資料を出していただきたいなというふうに思いますので、担当部長の答弁、それからまた議長の配慮をお願いいたします。

- 議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

- 市民生活部長（大谷司郎君） 副市長のほうからも申し上げましたように、この件

に關しましては一宮市民局管内、波賀市民局管内に住居または事務所を有する個人か法人ということがこの入札の基準になっておりまして、この住居または事務所を有するという個人か法人ということでもあります。なお、今、具体的に社名も出ましたんですけれども、その社につきましては、平成19年、20年につきまして、この一般廃棄物収集運搬業の許可の申請が出ておりまして、これは一般廃棄物の収集運搬、ごみに限定してということなんですけれども、それについては2年ごとに許可を出していくということになっておりまして、19年、20年、この2年間につきまして、この今ありました業者さんは19年4月からその許可が出ているということで、そしてまた21年、22年、この2年間についても、この一般廃棄物の収集運搬業の許可申請がこの21年度を迎えます21年の1月ごろに出ているのが現状であります。

それとはまた一方、別に、20年の12月1日付でもちまして、事務所を今おっしゃいました一宮町安積地内に移転するというところで、その変更届が出されておりました、この20年12月に事務所が一宮町安積に移されたというような中で、21年のごみ収集の経験を有する、そして事務所を有するというような中で、この21年の入札にも参加資格、そして22年にも参加資格ということになっておりますので、状況として御報告させていただきます。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 先ほどの答弁ですと、住所を有するということですから、事務所としても住所があると思うんで、当然登録されていると思うんです。ですから、その登録先の住所、公のもので証明できるものを出していただきたいと思えます。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） この入札参加資格の中で、今も申し上げたとおりでありまして、この業者さんの住民登録は市内ではございません。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） そしたら、住所がないということは、事務所があるということはどうのように確認されるんですか。

それからまた、実際1年間とか2年間にわたって、一宮地域、波賀町内でそういう収集運搬業務をされていたということは、どのように書類で、現物で見られたのかわかりませんが、確認されたのかどうか、確認できる資料を是非議会に出してください。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） ただいま申しましたように、20年の12月にその事務所を移転するという変更届を、この一般廃棄物収集運搬業の許可の変更申請ということで受け取っております。ということでありますので、それから、また22年の入札参加の前段でも事務所があるということを職員のほうも現地確認というような形なさせていただいております。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） いやいや住所を変更されたということはよくわかりました。はいはい。それで恐らくは契約先の事務所があるのが一宮町安積の484だと思いますので、実際そこに事務所があるのかどうか。それから事務所があるんなら、当然我々ですと、そこに住所を移すなり、それからまた事務所ですから、本人登記がなされておるんなら、本人登記の現物書類もあるんじゃないかなというように思いますので、そこらはもう少し、少なくとも役所の行政事務を預かっている方が、ただ住所を移されました、移されました言うだけでは僕はよう信用しませんわ。だから、そういう点では実際公の証拠書類をここへ出してください。実際ここに事務所かあるという。それからまた、仕事をされているわけですから、当然、市内の業者なんかも、とにかく滞納しておったらあかん、滞納しておったらあかと、納税証明まで出せと言われておりますので、実際営業実績があるんなら、事務所があるんなら、当該管轄、一宮地内の事務所地で納税が行われているというふうに思いますので、証明を是非出してください。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 申請がありました書類等については提示したいと思います。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） ちょっと、議長、今出していただけますか。少なくとも事務所は持っておられると思いますので。ですから、法人なら法人、それから事務所なら事務所、公のもので確認できるもの、それから事務所があつて、1年間以上の営業活動を少なくともされていると思いますので、納税等の義務も発生しているんじゃないかなというように思いますので、その点確認できる資料を出してください。

○議長（岡田初雄君） 暫時休憩いたします。

午後2時39分休憩

午後 2 時 4 5 分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

ただいま資料がまいっておりますので、この場所で閲覧をいただけたらというふうに思います。

（資料提示・閲覧）

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） そういうことで提出書類を求めましたけども、少なくとも一宮町の納税証明書、それから一宮町での一般廃棄物の許可証明書はございません。これはまた議長、いいですね。一般廃棄物許可書は姫路市書写になっていますね、矢野リサイクル、矢野直樹。それから納税証明書が添付されておるのが、夢前町護持ですね。住所が1364番地の68ということで添付されております。ただ、該当の事務所が置かれているという住所については、賃貸借契約書が添付されているように僕は思います。ですから、少なくとも受け付け許可されている許可書で見限り、一宮町、波賀町に住所を有するとか、それから納税証明、1年間の一宮町、波賀町で実績があるというふうには私は理解できんのですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） この要件が住居または事務所を有する個人または法人ということで、そういう方針でしております。ということで、事務所を有しているということ、そして個人であっても事務所を一宮管内に置いているというようなところで、許可ということになっているということでもあります。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） 事務所を有するという事は、ただ単にそこに事務所があってさえいいということですか。私ら、普通ちょっとの間何回も通ってみたんですけども、いつもシャッターが閉まっているし、当然事務所として、それから中に人がおられる、事務員がおられるという形跡はないわけですし、それから実際一宮、波賀で実績を有するとなっておりますけれども、一宮に住所がないんだったら、もう納税関係も全くありませんし、そうした点でも入札参加資格、普通土木関係、建築関係においても、少なくとも住所を有するという事は納税証明書なんかも全部添付されているというふうに思いますので、明らかにこれ資格要件として、また入札参加要件として適当じゃないかなというふうに私は思うんですけど、その点どう

ですか。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 事務所の要件としましては、看板を置いているとか、それから電話だったり、机だったり、いすだったり、そんなことがいろいろあるかと思うんですけれども、それについても22年の2月の段階でも現地のほうを確認をさせてもらっておりますので、事務所を有していると、電話なんかも転送もあるようですので、そういうことで事務所を有しているということでの確認をとらせてもらっております。

それと、このごみの入札要件の中で、今もおっしゃいましたように一般工事の入札の資格とは若干そういうところで違うところもあるなということもありまして、この許可基準が2年ということで、21年、22年のこの2年間の許可ということになっておりますので、許可と入札とはまた違うところは違うんですが、そのあたりも23年に向けては一定整理をしなければならないなというようなことも考えておりますので、今現在としては、この要件として満たしているというような考え方の中で入札に参加していただいたというところであります。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） ちょっと契約関係、総務部長ですかね、ちょっと総務部長にお尋ねしますが、この場合、事務所が市内にあって、その方の住民票は市外、納税証明も市外、こういうことでほかの案件、建築関係、土木関係の業者の資格は有効と認められているのかどうか、ちょっと御説明ください。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 入札関係の登録でございますが、まず、業の許可と、それから入札の資格、これは業務によって担当部局は分かれています。今ありましたごみ、それから公認の水道関係、それから登記業務、そういったものの業者の許可、登録については今のところ担当部局でやっております。したがって、その判断は若干異なっております。したがって、平成23年度からは一括許可は担当部、それから業者登録は総務部であるという整理をいたしておりますので、そういった点で御了解願いたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 15番、山根 昇議員。

○15番（山根 昇君） そうですか。上手に逃げられるなと思うんですけど。だけど本来的に言うたら、ほんまにこの書類だけでは僕はもう本当に不適格やと思いますよ。ですから、何で住民票は市外、納税証明も市外、一般廃棄物の許可も市外の

住所です。これが建築や土木と違って、ごみ関係だけはこういうことが許されているから、今実際許可されているということについては、本当に僕は問題があるんじゃないかなというふうに思います。この点では本当に担当部としてもしっかりごみ行政されておるのかなと。し尿の問題も含めて長年続いてきた問題の中で、やはり何かもう少し職員間でも連携をとりながら、だめなものにはだめ、きちっと言える体制がないんじゃないかなというふうに思うんですけども、この点、ちょっと市長、実態はこうですから、はっきり市長、本会議で明らかにしたとおりですから、しっかりした対応を求めます。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今おっしゃることについてであります。これにつきましては、ちょっと私も知らなかった部分もございます。しかし、またごみの関係につきましては、これはある業者の方から1年たたなければなぜできないかという質問がございまして、そのときにこうした調査をしたわけですが、これにつきましては、これまでも業界との協定もしてあるというようなことなり、それから既に登録がしてあって、事務所も電話もあるというようなことがあったわけでありまして。しかしながら、それぞれの部署において入札の仕方が違うということについては、非常に不明確であるということから、前の議会でもお答えをいたしたと思うんですが、廃棄物処理計画、これは廃棄物の出たところから最終までをきちっと押さえていく。それとともにまたそうした処理の方法等についてもきちっと決めていく。これを今年度の半ば過ぎぐらいにはつくりまして、そしてまたパブリックコメント等を求めてきちっとやるということにいたしております。また、そうしたことについて御意見があれば提言をいただきたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で15番、山根 昇議員の一般質問を終わります。

続いて、12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） 12番、木藤でございます。議長の許可をいただきましたので、創政会を代表いたしまして、一般質問をいたします。

まず、広域隣保館事業について、お尋ねをいたします。

既に御承知のように、隣保館は地域社会の中で福祉向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして住民交流や生活の相談事、人権問題の解決など、各種事業を総合的に行うことを目的に全国で900余りが設置されており、その目的に沿って真剣に取り組んでおります。

しかし、当栗市におきましては、再三の建設要求に対して全く建設の意思はあ

りません。果たして差別解消に向けた真の同和行政ができるのでしょうか。私は疑問に思います。また残念でございます。そこで、大谷部長にお尋ねをいたします。

今後、宍粟市は広域隣保館事業を推進すると明言されております。果たして部落差別解消に繋がる事業の展開が図られるのでしょうか。今、推進されようとしている広域隣保館事業の拠点施設並びに事業展開をどのようにされるのか、その方策について、具体的に答えていただきたいと思っております。

次に、西山地区の墓地移転について、お尋ねをいたします。

3月定例会の一般質問で田路市長は調査すると答弁されましたが、果たして調査されたのか、その結果をお尋ねします。

私の知るところによりますと、過去に墓地移転事業に西山地区に1,000万円、千種町から支出がされております。しかし、現状は墓地移転事業はされておられません。どんな事業手法がとられたのか、お尋ねをいたします。

次に、神河中学校跡地利用について、お尋ねをいたします。

旧山崎町時代から跡地利用について、行政の姿勢をただしてまいりましたが、中学校統合後20年を経ても何の方策もとられておりません。3月定例会の一般質問でこの問題を取り上げ、当局の考えをただしましたが、まだ地元との調整がとれていないとの答弁がありましたが、地元との調整がついたのであれば、その内容を、まだ調整がついておらないならば、いつを目途に調整をされるのか、お尋ねをいたします。

次に、県山崎庁舎は多額の費用を投入して買収されますので、市民の皆さんのための有効な活用が望まれます。利用方法が決まっておれば教えていただきたいと思っております。

次に、旧山崎市民局等の取り壊しと跡地利用について、お尋ねをいたします。

旧山崎市民局、職業訓練センター、旧宍粟市の本庁舎及び山崎保健センターの取り壊しの計画があるのか、お尋ねをいたします。

また、こういった施設の一部用地が菅山振興会から借地をしておりますが、この際、借地は解消すべきと思っておりますが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、さきに同僚議員からも質問ありましたが、職員の綱紀肅正について、お尋ねをいたします。

相次ぐ職員の不祥事が発生しておりますが、職員の綱紀肅正はどのようにされているのか、市民の皆さんから信頼される市政の遂行には厳しい指導が望まれると思っておりますが、どうでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、農業振興についてお尋ねをします。

農業につきましては、後継者や高齢化、放棄田の問題等々、重要な課題を抱えている中、中山間地としての宍粟市の農業はどうあるべきか。有効な対策が求められております。部長、農業振興をどのように図ろうとされているのか、お尋ねをいたします。

次に、ほ場整備田の保全について、お尋ねをいたします。

宍粟市のほ場整備事業は、菅野地区の一部と宇原地区の一部を実施すれば、100%近い事業が完了いたします。ほ場整備事業実施後、数十年経過する中で一部の地域で土羽が沈下しております。早い対応策が求められております。効果的な対応策があるのか、部長にお尋ねをいたします。

次に、空き缶等ポイ捨て防止条例の周知徹底について、お尋ねをいたします。

昨年の9月に念願のポイ捨て防止条例が施行され感謝しておりますが、施行後もポイ捨ては一向に改善されません。市が広報紙を通じて市民の皆さんに周知されていることは十分承知をいたしておりますが、今後さらに効果のある周知徹底を図っていただきたいと思っております。部長のお考えをお尋ねします。

次に、特産物の育成について、お尋ねをします。

この問題につきましても再三一般質問をしてきた経緯がありますが、いまだに効果的な方策が出されておられません。宍粟市の地理的条件、気象条件に合った作物を量産し、市場に出していくことができないのか。農協に頼っていても前進はございません。特に山崎農協は姫路と合併しております。なかなか難しいようでございます。ですから、市の主導で実施していただけないかと思っておりますが、部長のお考えをお尋ねします。

また、念願でありました東海漬物が岸田地内に企業立地をしまして、既に操業を始めております。事業の内容は白菜、大根、ニンジン、ニラを利用したキムチの浅漬けが主体のようです。白菜の栽培については規格が厳しく、栽培が難しいようですが、特に大根については規格はございません。企業側もいくらでも買い取ってくれます。農家への普及指導はどうされているのか、現状をお尋ねします。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 木藤幹雄議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 木藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、西山地区の墓地移転の調査についてであります。旧千種町では、

昭和52年から54年にかけて、地域改善事業の中で墓地建設事業に取り組み、最終的には昭和54年4月に個人またはグループで実施することとなり、地元との合意のもとで事業補助金を地元総代と支部長に支払っていることを確認をいたしております。

これにつきましては、昭和54年4月17日に墓地の造成または建設、改良事業に対する町補助金交付についての覚書という形で覚書がされております。これにつきましては、甲を千種町として乙を西山部落総代、同じく乙を部落解放同盟千種支部長ということで覚書がなされまして、同日、千種町収入役あての領収書の写しをここに持っておりますが、そういったものも確認いたしておるところであります。

次に、神河中学校についての地元調整についてであります。これにつきましては以前の小林議員の一般質問等もございまして、何とか長年にわたってそのままありますので、今年度中に方向性をつけたいということで、校区の自治会長さんとも懇談をしているところでもあります。しかしながら、まだそこまでいっていないというのが現実でございまして、この山崎の県の総合庁舎、これにつきましては健康・福祉という分野を中心に入居を考えており、具体的には老朽化して手狭な現の山崎保健センター機能、こういったものを中心に介護の相談、人権・消費者行政の相談、そういった健康福祉というようなものを中心にどうかなという検討をいたしております。そのことが県の山崎庁舎の買収、今審議をさせていただいておるところですが、これを決定した後で地元とのいろんな協議を始めたいというふうを考えているところでもあります。

その中で、またいろいろ小林議員にも地元議員としてというようなことをお願いをしたりもいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

次に、山崎市民局庁舎、訓練センター、広域センターの取り壊しについてであります。旧山崎市民局庁舎と訓練センターについては、防犯の面からも本年秋ごろの発注を予定して準備を進めております。また、旧本庁として利用しておりました広域センターについては、駐車場の確保というようなことからそうした検討もしているところでもあります。なお、山崎市民局跡地につきましては、当面、更地化して図書館等の駐車場として活用してはどうかというようなことも検討しております。菅山振興会の借地部分があることから、早期にその方向性を決定していきたいというふうに考えております。

次に、職員の不祥事の関係であります。これにつきましては先ほどもお答えを

いたしたとおり、市民から不信を抱かれることのないよう、機会あるごとに周知徹底し、またコンプライアンスマニュアルを作成し、それぞれの部局に次長級を中心にコンプライアンスマネジャーを置いて、コンプライアンス10カ条の具体的内容、点検、あるいは6月、12月をコンプライアンス強化月間として取り組むなど、職員に周知徹底することによって、市民の信頼を得るため、職員一人一人が高い倫理観と使命感を持って職務に当たるよう努めているところであります。

このような中で公務外であるとしても、職員が逮捕されるという事件が発生したことは、全く遺憾であり、今後はさらに取り組みを個人の問題にとどめることなく、組織全体の問題と捉えて広げ、使命感を持って継続していくよう努めてまいりたいと考えております。

次に、農業の関係でございますが、農業における重要な課題の対応策についてであります。先ほど御指摘のとおり、農地の減少、農業者の高齢化、農村の疲弊など、農村は危機的な状況にあり、食と地域の早急な再生を図るため、本年3月、国において「食料・農業・農村基本計画」が策定され、今後の指針が示されたところであります。その中で、新たな理念に基づく食料・農業・農村施策の一体的展開として、次の3点が掲げられております。

1つには、戸別所得補償制度の導入により、自給力の向上を図る。2つ目には、「品質」、「安全・安心」といった消費者ニーズに沿った生産体制への転換を図る。3つ目には、6次産業化による活力ある農山村の再生を目指すとされているところであります。

さらに、昨年末の農地法の改正に伴い、耕作者自らが所有するという考え方から、農地の効果的、効率的な利用へと大きく変わり、企業、NPO等が農業経営を行えるようになってきているところであります。

宍粟市におきましても、農地利用を円滑化事業等により、市が農地利用円滑化団体になりまして、農地情報の一元化を図り、JAや宍粟北みどり公社等の協力のもと、地域の担い手への農地の集積を進めていく考えでございます。

今後、県農業改良普及センター、JA等と連携を密にとりながら、農業の衰退は地域の衰退という認識のもと、できることから一つずつ市独自の施策であります集落営農組織化の推進、農業用機械の助成等を積み上げてまいりたいと考えております。なお、耕作放棄地につきましては、地域づくりでの活用やUターン、Iターン、Jターンの資源としても有効であるのではないかと考えているところであります。

次に、ほ場整備田の土羽の補修対応についてでございますが、ほ場整備に係る面的整備事業は農振用地面積のうちほ場整備が可能な区域の中で、平成21年度末85%が完了をいたしております。市内ではほ場整備が完了してから40年近くが経過をしたということになるわけでありませう。

このため、施設の老朽化、手直しが必要な箇所が市内各地で見かけられるようになっております。特に、中山間地域では、段差の大きい畦畔の補修及び湧水対策等が大きな課題となっております。大規模な補修、手直しについては、農林水産省補助事業等が該当するところもありますが、水路等の単独改修では補助メニューがなく、生産基盤、環境施設、生活改善等総合的に行う事業でなければ対象とならないわけでありませう。いずれも農林水産省関係事業縮小の折、事業実施計画、事業評価等を含めまして少なくとも実施までに3年ぐらいはかかるんではないかなと考えられるわけでありませう。地元に対して事業に対する一定理解を得る上で、優良農地の確保に向け取り組んでいきたいと考えております。

そのほか、小規模補修等につきましては、現行の中山間地域直接支払制度等につきましては、そういったいろいろなことに使えますので、そういったことも相談をしながら、検討していただければというふうに思いますし、市単独の土地改良事業等の活用、検討ということもございませうので、地元で検討をいただければというふうに思います。

今後、事業実施に向け、県とも協議の中、具体的な説明が必要であれば、地元に出向き検討してきたいというふうに考えております。

次に、特産品の育成であります。宍粟市における振興作物は現在、宍粟市全域で指定している黒大豆をはじめ山崎地区で指定しております麦、小麦、北部地区で指定しております自然薯、アスパラガス、ブルーベリー、ワサビの7品目がございませう。

これらの振興に当たりましては、JA、龍野農業改良普及センター等と連携をいたしまして、各種協議会を通じて行っているところであります。

具体的には、専門技術員が直接現地に出向き、営農指導を行うとともに、先進地の視察、調査・研究を行うことで生産性と品質の向上に努め、安全安心な農産物の生産に取り組んでいるところであります。

また、販売者が既存の特産グループの定期的な研修会や各種催しに参加をし、生産者と販売者が一体となり、宍粟市特産農作物の市場拡大を図っているところであります。

既存の農業振興協議会補助と今年度創設をいたしました新品種野菜生産振興事業補助を活用する中で、東海漬物における材料であります白菜、大根、ニンジン等の生産、あるいはバジルの試作について具体的な実施に向けて今協議に入っているところでもあります。

今後におきましては、従来の1次産業から6次産業への事業転換に向け、JAをはじめ龍野農業改良普及センターと連携し、特産物の付加価値を高めて、振興に努めていきたいというふうに考えております。

その他のことにつきましては、担当部長がお答えをいたします。

あと、空き缶のポイ捨ての条例、それから広域隣保館事業等につきましては、それぞれ部長がお答えをいたします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 私のほうからは、まず広域隣保活動事業のこと、それから空き缶のポイ捨て防止条例のこと、2点についてお答えをさせていただきます。

まず、広域隣保活動事業の拠点施設についてでありますけれども、現在のところ、その施設を管理しておられます地区の自治会のほうにご理解、ご協力を求めるべく準備しているところなんですけれども、今日この段階で場所についてお知らせすることができないという状況でありますので、御理解をいただきたいと思っております。活動の拠点となる施設を何とか調整をさせていただきましたら、地域福祉とそれから人権のまちづくりを目指したこの事業を推し進める考えでございます。

事業の手法としましては、前にもお伝えをしておりますけれども、相談活動ができる体制、そしてまた啓発やら地域交流などができるような、また講師を招いての研修とか、そういうものができるような、そしてまた地域のボランティア団体とか、そういう団体も含めて参加できるような地域福祉関係の事業をいろいろ進めてまいりたいというふうに考えているところでもあります。

続きまして、空き缶のポイ捨て防止に関する条例のことでもありますけれども、この条例制定後、議員もおっしゃいましたように、市の広報にももちろん掲載していき、周知等もしているところでもありますけれども、市にあります環境保全協議会もございまして、その委員の皆さん方にも、そしてまた関連します不法投棄とかいうところもありまして、宍粟警察あたりとも啓発についての協力関係といたしますか、そういうものも進めてさせていただいているところです。

また、さつきまつりとか各種イベントの開催のときにも、このポイ捨て防止のの

ぼり旗を設置したり、各種講演会とか、去年も実施しましたですけれども、クールアースデーの事業の中でチラシを配布したりしながら、地球環境を守ることもあわせて空き缶のポイ捨て防止という呼びかけを、PRをさせていただいたところでもあります。

しかしながら、この空き缶・空き瓶などのポイ捨てというのは、やはり依然として続いておりまして、住民のモラルとか、マナーの向上に向けたPR活動を継続しながら、願わくば各自治会の協力を得ましてポイ捨て防止の重点エリアというようなものが設定できないかなというような、そんなことも考えておりまして、もちろんこの条例の中では違反者に対する過料のこともありますので、それも記載したような看板を設置したりしながら、警察の協力もいただき、環境保全協議会等の活動とあわせてポイ捨て防止のパトロール等も実施していきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほど木藤議員のご質問がありました3点につきまして、御回答を申し上げたいと思います。

まず、農家のそれぞれの高齢化、放棄田対策等々でございます。

基本的には市長が答弁されたとおりでございますが、私の思いといたしましては、やはり農用地2,800ヘクタールのうち14%に当たります400ヘクタールの放棄田の解消には、従来の個々の営農体制では非常に難しい状況になっていると。したがって、昨年度から制度を設立いたしました集落営農への助成なり、それから農業用機械の助成等、制度の活用の普及なりを努めて、まず集落営農の推進ということ努めていきたいというふうに考えております。

あわせまして、本年度から出ております農家戸別補償制度の活用によりまして、それぞれ従来の耕作の体系が変わるなり、また、集約して行われる農地についての活用等についても活用できるんじゃないかなというように思っております。

特に、遊休地の農地の利用アンケートが今年の3月に行われました結果を見ますと、耕地を荒らしたくないが、農地を借りる人がないと。借りる人を見つけることが非常に難しいというような実態のアンケートの結果も出ております。そのような中で、先ほども市長も答弁されましたように、今回農地法の改正にあります市が農地を集約して、それぞれの受託者に再配分をする農地利用円滑化推進事業等々を最大限活用する中で、みんなで地域を守っていくというような体制が必要ではないかなというふうに私自身は考えているところでございます。

引き続きまして、ほ場整備後の補完工事の部分でございます。このことにつきましても、先ほど答弁があったとおりでございますが、40年余りたっている地域、特に中山間地域の畦畔につきましても非常に老朽化をしているということについては非常に認識をしているところでございます。

市の補助事業に増しまして、県の事業、それから国の事業も数多くございます。しかしながら、それぞれの採択要件、それから当然地元に応分の御負担を願うこととなり等々もございます。具体のそれぞれのメニュー等も手持ちは持っておりますので、それぞれ今後該当地域におかれましても、市民局を通じるなり、また直接産業部のほうに来ていただく中で、一緒に問題の解決に取り組んでいきたいというふうに考えるところでございます。

次に、特産品開発の部分でございます。このことにつきましても、先ほど来答弁されたとおりでございますが、従来それぞれ特産開発グループにおいては、往々にしてボランティア的に開発をやられているというようなケースが非常に多くあったんじゃないかなというようなことも検証の中で考えております。一生懸命につくられたり、製品を一定のものにされたものは将来的には自分たちで価格を決められて、その商品が売れることによって生産者が充実感を求められたり、また、その結果として商品の質の高いものができる。このような循環が必要じゃないかなというふうに考えております。そのような中で現行の特産グループの生産、加工から販売に至る6次産業への推進ということについて、特産の分野についても積極的に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

特に、御指摘がありました東海漬物等々につきましても、私も昨年来、数回東海漬物のほうにも出向いてまいりまして、いろいろ協議をいたしているところでございます。先ほど言われましたように、主材料であります白菜につきましても、月に300トン程度、大阪の青果センターより入手をされております。このことにつきましても、非常に規格ですとか、品質の基準が厳しいという中で、即地元の食材を使うということが非常に難しい状況でございますが、副主菜であります大根、ニラ、ニンジン等につきましても、それぞれ地元産でも十分対応できるという意向もお聞きをしております。特に、それぞれ時期をずらした生産なり出荷ということが先般の東海漬物とのお話の中でも出ておりますので、昨年来の反省も踏まえまして、今年度はJAはりまの幹部の方にも同席を願いまして、具体的に今試作をしてもらう段階に入っておるところでございますが、これにつきましてもやはり実施までにはそれぞれ経過もあろうと思っておりますが、できることからしつつ、東海漬物の件につい

でも取り組んでいきたいなというふうに考えております。

あわせまして、バジルの生産等につきましても、先日倉治回漕店のほうから企業進出の具体的な地元説明が行われまして、生産につきましても今回の新しい製造の中で一緒に地元の中におろしていくということで、今、具体的話に詰めているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） 答弁いただきましてありがとうございます。順次、もう時間ないんですが、かいつまんで再質問をさせていただきます。

まず、広域隣保館活動事業でございますが、答弁の中で地元自治会長と調整中でどこの施設かという明言はしにくいと、これは結構です。

で、部長にお尋ねするんですが、果たしてその施設が借りれるとしたら、そこでどういう形で広域隣保館事業をやろうとされておるんですか。ただ、借りてその地帯周辺ですね、その人に適当に福祉を中心とした、また人権相談、啓発事業、そういったことをやってくださいよというお任せ事業になるのか、それともその施設を借りることによって、そこに本拠を置いたとしたら、市の職員を誰か専属の方を配置して大々的に啓発事業、人権事業、そして福祉中心の交流事業、そういったことをやろうとなさっておるのか、その点をお尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 今、自治会のほうとそういう協議をさせてもらっているんですけども、相手もあるといいますか、そういうこともありますので、我がほうの思いとしては、今おっしゃいました後者といいますか、そういうところを思っているんですけども、そうなかなかなくいところもありますので、まだ十分な詰めができておりませんので、こちらの思いもまだ十分お伝えできていないのが状況であります。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） その答弁しかできないように思います、私もね。ですから、答弁はよろしいので、この件についてはしっかりと腰を据えてかかってほしいというお願いだけしておきます。

それから、同じ部長になるんですけども、ポイ捨て条例の問題ね、部長見ていただいたと思うんです。ご承知のように、私好きでやっておるんで、これは耳ざわりかわかりませんが、聞き流してください。県道の側道ですね、それから土羽、そう

いった草刈りを年間通じてやっております。ちょうど今年で11年目です。今年もはや何回か刈って、缶も拾いました。部長、缶拾って固めておるのを確認していただいたと思います。あれね、大体1回の草刈りであれだけの缶が出てくるんです。ですから、この質問を私はしておるんです。ですから、もう少しね、これ難しいいうことは十分私も知っておるんです。ですから、効率のあるPRいうのかね、宣伝をしていただきたいと思いますと思うんです。ただ、通り一遍の広報紙に載せました、各自治会長に文書を流しましたではね、見ていただけないんです。ですから、もう少し効率のある宣伝といいますか、PRができないか、その辺だけお尋ねします。

○議長（岡田初雄君） 市民生活部長、大谷司郎君。

○市民生活部長（大谷司郎君） 議員が一生懸命取り組んでいただいていることはもうよく承知をさせていただいております。効率的なといいますか、本当にそれが肌でわかってもらえるというか、そういう取り組みということになるにはなかなか難しいところもあるんですけれども、私たち取り組みの中で、地域に出て行きますふれあいミーティングも去年も4カ所ほどあったんですけれども、特に、ごみの収集の問題であったりとか、そういうことについてもお願いする中で、このポイ捨て条例ができてますよということで、チラシもお示ししたりしながら、何げなしにポイと捨てるというか、そんな習慣ではなしに、公衆道徳、マナー、そのあたりを十分守ってほしいというようなこと、そういうところもあわせてふれあいミーティングの中でもパワーポイントなんかも利用しまして、皆さんに周知を図っているというような現状であります。なかなか道は遠いかと思うんですけれども、何とかこの精神といいますか、モラル、マナーを向上していく取り組みというのは持続的に続けていきたいなというふうに思っています。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） 次に、西山地区の墓地移転についてお尋ねするんですけども、大体私が聞き及んでいる内容と答弁と一致するんですが、問題はね、墓地移転いうたら、ほとんど墓地移転を実施している地帯は行政が墓地用地を確保して造成して、そこへ移転してくださいよという事業が通例なんです。ところが、この千種町で数十年前実施されておる墓地移転の現状を見ますと、今御答弁があったように、西山地区の自治会長と支部長と千種町長で覚書を締結して、そして、個人で、またはグループでどこでもいいから、そうですね、どこでもいいから墓地を移転しなさいよというやり方ですね。果たしてこれ事業として成り立つんかどうかという疑問があるんです、私ね。墓地が家の隣にずっとある、環境が悪いから墓地移転しなさい

いよということなんです。個人にね、適当に土地を探して墓地移転せえ言うたってね、仮に100戸あったら、100戸の住民の方がその用地を確保できるかいうたら、できないんです。絵にかいた餅の事業になるんです。地域改善にね、貢献した事業になっていないんです。過去の事業ですからね、あまり追及はしませんけど、こういった事業が正当化されておるということ自体がね、私は疑問に思うから、しつこうに質問しよるわけなんです。ですから、いまだにね、全国で自分の家の隣に墓地のあるようなところは、珍しいと私は聞いておるんです。この事業のあり方聞いたら、当然なんですわ。行くところがないから、そのままになっておると。千種町は1,000万円出して墓地移転事業は済んだことになっている。これ果たして事業として成立するんですか。非常に疑問なんです。その辺、市長はどのようにお考えですか、質問します。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 事業としてはやっぱり行政がやっていくと。同和対策事業というのはすべてそうであったように私も記憶しております。しかしながら、この西山の件につきましては、昭和52年の10月に建設場所を自治会内の448平米、ここでやっていこうということで、地権者9名、それから隣地の地権者、10名に対して行政から自治会と支部へ建設同意等の調整を依頼したという経過がございます。

その後、地元役員の協力のもとで用地交渉に当たりましたが、調整がなかなかつかないと。そういう中で昭和53年の3月に共同墓地について地元としては協議を重ねてきたが、結果として用地の提供や意思統一の理解が得られず、共同墓地は建設しないこととなったと。

そういう中で、個人ごとに建設や改良をするので、補助金で検討されたいという申し出が行政にあったと。地元役員と行政の協議の結果、各戸で責任を持って建設ということで町費の助成をすることとなったと。最終的には地元関係者との合意の上で墓地建設事業に伴う補助金というのが、先ほど申しましたように自治会長と解放同盟の支部長あてに支払いがされたと。この1,000万円の根拠につきましては、移転の見積もり、それから新設の見積もりが当時取られて、それがそのような金額になったということであります。

そういうことで、行政としてもこれはやり方としては当時いたし方なかった方法だったのかなあというふうには理解しております。しかし、今になってみれば、この方法としてはいかがかなと。また、地元としてもやらない部分をどうしたのかな

と。こんな疑問も残るところであります。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） 今、市長が答弁されたのは、全くそうだろうと思います。でね、法律には詳しくないんで調べてみるとわかりませんが、この西山地区が墓地移転事業が出た年度ね、墓地法というものがどうなっておったかね。今もう厳しいですわね、墓地法がありまして。個人で墓地をつくることはできない。これは宗教法人かね、そういったものしかできない。個人では許可がおりないことになっています。当時、千種町が西山地区と墓地移転の契約をされて、個人またはグループという話の中に墓地法自体に抵触しなかったのかどうか。まだ墓地法の規則が緩やかな時代であったのか、その辺だけわかっておれば御答弁願います。

○議長（岡田初雄君） 千種市民局長、山本 繁君。

○千種市民局長（山本 繁君） 経緯につきましては、今、市長のほうから答弁をさせていただいたとおりでございまして、当初は共同墓地の建設ということで他の自治体がやっておりますように、そういう目的で取り組んだ経緯は先ほど市長が申し上げたとおりでございます。

墓地の関係につきましては、議員御指摘のとおりです。今も墓地をつくる場合は宗教法人であるか、自治体でないといけない。そういうことになっております。そういうことですので、当時は今議員御指摘のとおり自治体が墓地の用地なりを提供して、そういった形で共同墓地を環境整備の面からつくっていくという、この趣旨でございますので、千種西山地区についても同等の手法でもって取り組んだということございまして、その後、2カ所あたり用地の交渉なり、当時、もう三十一、二年前のことでございますが、用地交渉に当たって行政と地元一緒になってたび重なる協議を重ねた結果として、共同墓地については地元の用地の提供とか、いろいろな種々の問題があったようですが、そういったことで共同墓地の建設については断念をせざるを得なかったということございまして、あとは市長のほうから申しただきましたとおりでございますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 墓地法については、これよりちょっとはつきり私も年号を覚えてないんですが、もうちょっと先だったかもわかりません。しかし、その当時については今のようなことではなしに、法律は名目上あるというようなことで、あちこちでいろんなことをやられていたというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○ 1 2 番（木藤幹雄君） よくわかりましたけれども、いまだに全国一の環境の悪い地区が取り残されたという結果が西山地区に出ているわけですね。ですから、これは 30 何年前にもう 1,000 万円渡して解決済みやと言われればそれまでだろうけどもね、ほんなら今、西山地区住民の一人一人がああ墓地を移転しようと思えば、何十万円かかるんです。大変なことなんです。そういったもしね、希望があれば、市として補助なり、そういった対応策はあるのかなのか、その辺だけお尋ねします。

○ 議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○ 市長（田路 勝君） 現在のところそうした計画には上がっておらないというふうに理解をしております。また、そうした要望が強いということであれば、そういう検討もしていかなければならないかなあというふうに思います。しかしながら、こういう現実がありますので、これをはっきりある程度、返せとか、そういう話ではなしに、やっぱりきちっとしていけないといけないのではないかと、このように考えております。

○ 議長（岡田初雄君） 1 2 番、木藤幹雄議員。

○ 1 2 番（木藤幹雄君） 最後に、特産物の育成について、部長にお尋ねします。

これは、山崎町時代から私も特産物の育成については再三再四、一般質問をしておるわけなんです。同僚議員の岡崎議員さんからもこの特産物について、徳島の上勝町の例を引用されて少しお話されたんです。私も上勝町へ 3 回ほど行っています。それで、事業の内容、つぶさに見せていただいてね、本当に關心しておるわけなんです。それもね、過去数回にわたって本会議の一般質問の中で事細かく質問した経緯があるんです。しかしね、それから数年たっても一向に特産物を育成しようというね、姿勢が見えないんです。特に旧山崎町から今度市へ合併して移行してからもね。だから、私は残念でならんのですよ。前にも言いましたように、上勝町には初め農協の営農指導員だったんです。立派な指導員がおったわけなんです。それが中心になってね、あのいりどり農法というものを採用して一躍の全国シェアのトップを切るような一つの産物をつくり上げたわけなんです。だから、そういった指導者を旧山崎町時代から、市になってからも育成してくださいとたびたび申し上げておるんですけど、そういう指導をしようかという心構えが市にはない、はっきり言わせてね。ですから、部長にね、これからいろんなことをおっしゃいましたけども、まずね、農協だよりだけやなしに、少なくとも市の中ででもよろしいんですわ、そういう指導者を一人でも育成してほしいと思うんです。これについて。

それから、もう1点ね、東海漬物のこともお話しになりましたが、これもねえ、口すっぽう私ね、一般質問を通じてお尋ねしておるんです。ですから、もう操業してから一定期間経過しておるんです。一番地の利がいいんです、宍粟市はね。一番近いんですから。白菜はなるほど無理です。栽培が難しい。けどね、大根は大きいほどいいって、業者が言いよるんですわ、ぶつ切りにするから。大根なんか放つといてもつくれるんですわ。それがなぜ宍粟市の中で生産できないのか、非常に残念なんです。もう少し農家を指導していただいて、即時期的に栽培をずらして、数カ月をかけて、もうほとんど大根なんかは地場産のものを出荷できる体制をつくってください。その心構えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 産業部長、平野安雄君。

○産業部長（平野安雄君） それでは、先ほどのご質問にお答えしたいと思います。

まず、特産品開発に係ります指導者の育成の部分でございます。このことにつきましては、先ほど来、議員の御指摘のとおり、市としても喫緊の課題として今まで取り組んできたところでございます。先ほど御答弁させていただきましたように、やはり特産開発といえども、やはり生産者が自分のものとして還元できるようなシステムをつくっていかなければならないと。そのことが特産開発に繋がるんじゃないかなというふうに私は考えています。特に、農協だけではなしに、今、29あります認定農業者ですとか、それから担い手の女性グループの方ともいろいろ話をさせていただくわけでございますけれ、その中でも特に今の特産の志向として一時的なものだけではなしに、漬物ですとか、お味噌ですとか、お餅ですとか、そういうことの消費者のニーズが非常に強いという状況なり、直売所の販売の実績等の結果からも出ております。

そのような中で、先ほど御指摘のように指導者の育成については、喫緊の課題として、やはり改良普及センターなり、農協、そして市も同一の歩調の中でやっぱり取り組んでいかなければならないということは十分認識しておりますので、御理解をお願いをしたいなというふうに思います。

それから、東海漬物の件につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、昨年来も東海漬物に入りまして、それぞれ具体的に地元の河東、岸田でできないかということの具体策まで講じてまいりました。しかしながら、中に入っていたいただきました兵庫西等の農協さんとの最終の調整がつかなくて今日に至ったということで、今年度具体的に考えていますのは、JAハリマさんがお持ちの田んぼをお借

りするなり、その近郊の中で具体的に取り組むということについて、今検討していただいておりますということなんで、当然、言われますように、企業としても地域貢献ということから、地域の食材を使われるということは命題として言われてます。そのこと等も十分肝に銘じて何とか特産の開発に向けて東海漬物等も利用していきたいというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（岡田初雄君） 12番、木藤幹雄議員。

○12番（木藤幹雄君） 最後に1点だけ、市長にお尋ねします。

特に、山崎市民局の取り壊しの点です。御承知のように、あそこは日が暮れると真っ暗になるんです。防犯灯もないんです。で、バスなんかで通学、通勤されておる方があそこを歩いて通られたら、非常に気持ち悪いというか、危険なんです。真っ暗ですから。それで、ばかでっかい建物で真っ暗でしょう。犯罪に繋がるおそれがあるんです。で、取り壊しの計画があるならば、早急に取り壊しをしていただきたい。これは要望ですけども。

それと、もう1点ね、取り壊したら、後の利活用の問題ありますけども、特にあの用地ね、半分は菅山振興会の土地です。返されるのかどうかだけ、取り壊した後ね。図書館の駐車場とかの話が出てましたけども、半分はもう駐車場、高い借地料払って駐車場というのは無駄ですから、返すのかどうか、その点だけ。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 街灯については、また検討いたします。

それと、跡地につきましては、当分につきましては、そのまま駐車場として利用して、振興会の土地は整理をしたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 以上で木藤幹雄議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩をいたします。

午後4時5分まで休憩いたします。

午後 3時51分休憩

午後 4時04分再開

○議長（岡田初雄君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 4番、秋田です。通告書に基づきまして一般質問を行います。

本日は4点ばかりを問います。

まず、1番目に、常任委員会審査についてであります。

月例の常任委員会審査の方法においては、現行では市の三役の同席はございません。審査の効率を上げ、よりよい審査結果を出す本議会の円滑化を図ることは、当市におかれた行政上諸問題を解決するに必要なことと思います。対応できるのか、当局の判断を求めます。

2つ目に、税の滞納であります。

税滞納に対し、徴収業務を行う際、その業務のルール化されたものはありますか。また、そのとおりに執行されていますか。税滞納改善の成果が出ていない現状を危惧するところであります。

3つ目に、し尿券についてであります。

し尿券問題も既に27カ月目であります。いまだ未解決のままであり、損金の弁償はされていません。この問題は市役所で起きている問題であります。20年12月19日の処分可決では不十分であると思います。また、厳正かつ迅速な服務規程の再適用をして監督責任を明確にするとともに、損金の弁償も再度求めます。

この問題につきましては、岩路議員が代表質問で挙げておられた同等の要求でありますけれども、また、別の切り口から考えてみたいと、こう思っている質問であります。答弁が重複するところもあるかと思いますが。

また、過ぐる5月7日の職員逮捕の不祥事のことでもありますけれども、個人的な行為であったという当局の説明であります。私は処分の内容云々も大事でありますけれども、この一連のこのときの逮捕時間が非常に疑問を感じているところであります。翌日の業務、その他について、本当に通常の業務を通常のごく普通の仕事として考えたときに、業務に対して真剣さが伺えない。この状況を憂慮して、日常のこういった場合が起きた場合に対する業務管理、管理体制というか、職務に対する管理体制の現場の課長、部長級のところの管理監督の日常についての方法はどうかというのを伺うところであります。当局の見解を伺います。

4つ目に、老人ホームの建設計画についてであります。

高齢者が増加する時代に突入します。当市でも老人ホーム建設を望む声が多くあります。その対応策として緻密な計画、立案を待つというところであります。今すぐ建設という意味ではございませんが、そういったことの計画・立案があるのかどうか、当局の考えを伺うところであります。

以上、4点です。

○議長（岡田初雄君） 秋田裕三議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 秋田議員の質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、委員会は議会で審議される案件に専門的知識や経験を生かし、事前審査を行うための審議機関というふうにされております。二元代表制の特徴でございますが、ともに住民を代表する市長と議会が相互の牽制、抑制と均衡によって対等の機関として政策形成にかかわっていくというところがございます。こういった意義というものを考えますと、本会議の場において、ある種の緊張関係を保ちながら、住民を代表する両者によって議論がなされるということが最も適切な関係ということが言えると思います。

事前の審査の段階において、市三役、特に市長が出席することは本会議の予備審査的な場となって、本会議が形式化するのではないかという懸念もございます。しかしながら、審議のスムーズなスピード化といいますか、そういうことから考えれば、このことについては私の一存というわけにはまいりませんので、議会との協議をしながら、決定をしていければというふうに考えております。

次に、し尿券の問題につきまして、責任の明確化と公金の補てんにつきましては、岩路議員の御質問にもお答えしたとおりでございますが、現在市民による調査委員会の調査活動中でありますので、その提言を受けて厳正な処分と公金の補てんの方法等について10月末を目途にお示しをしたいというふうに考えております。

御指摘のとおり、本問題につきましては、平成18年に発覚以来、長きにわたり時間を費やしており、私としましても早く事件の全容解明と責任の所在、公金補てんの方法と再発防止に向けた取り組みを市民の皆さんにお知らせすることが行政への市民の信頼を得る方法であると思っておりますので、鋭意努力をしてみたいというふうに考えております。

また、調査等について司法のほうであります、司法のほうにつきましても新たに書類の提出等調査がされているところでもございます。

次に、5月6日に職員が逮捕された件につきましては、公務外における事案ではありますが、逮捕された時間が深夜というようなことを考えますと、当日の勤務についての自覚や責任感が欠如していたと言わざるを得ないというところでもあります。公務員としての責務や義務につきましては、日ごろから注意喚起をしているところではありますが、公務終了後の行動についても当然のことでもありますので、改めて部長を通じて全職員に周知徹底をしたところでもあります。

また、今回の事案により、市民の信用を失墜させたことは個人の責任だけでなく、所属長に監督責任を問い、職員管理に欠如があったとして指導を行ったところであり、今後、6月、12月をコンプライアンス強化月間と定めておりますので、所属長によるコンプライアンスの徹底をより一層強める所存であります。

次に、老人ホームの建設についてでございますが、宍粟市の高齢化の状況は平成21年度末で26.8%と上昇傾向が続いております。こういう中で御案内のとおり、老人ホームの建設を望む声があることについては承知をいたしております。昨今、都市部においては民間が設置する健康型優良老人ホームが増えております。

当市では、民間による建設が前提とはなるわけではありますが、待機者の解消のための健康型優良老人ホームについては、綿密に利用者ニーズを把握する必要があると考えております。

市の介護保険事業計画は国や県の方針に基づいて3年ごとに策定することとされておりますが、新たな施設の整備については、基準を満たしていないと計画することが認められず、当市では現時点ではそうした基準が満たされていない状況にございます。

介護保険事業計画は、次の計画策定期間であります平成24年になっておるわけであり、そういう中で非常に厳しい状況であります。基準を満たすべく努力をしてまいりたいというふうに考えているところであります。

あと税の関係等につきましては、総務部長のほうからお答え申し上げます。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） 税の滞納の徴収業務につきまして、お答えを申し上げます。

徴収業務の指針といたしましては、宍粟市滞納整理実施要項の趣旨に基づきまして、市税、国民健康保険税滞納整理マニュアルというものを作成をいたしまして、平成18年12月1日よりその徴収業務を実施しているところでございます。

このマニュアルにおきましては、納税相談の定義のほか、財産調査、差し押さえ、財産の換価処分等につきましては、それぞれ基準を定めておりまして、今、この基準に沿って事務を進めているところでございます。

具体的には、まず納税相談を行い、分納等を含めた納付を促しております。次に、納税相談に応じない方につきましては、差し押さえを前提に財産の調査を行いまして、悪質なものにつきましては差し押さえ、そして換価をするといったルールを定めております。また、このルールに沿った執行はしておりますが、財産のない場合

でございますことやら、換価が困難な場合等、事情もそれぞれ一人一人によってさまざまでありますために、すべてが順調に換価できているとは言えません。しかしながら、昨年度からは新たに自動車、動産、敷金、供託金など、現金に換価できる可能なものを中心に財産の差し押さえを行いまして、その差し押さえました件数は129件に及んでおります。前年度84件でございましたことからいけば、相当数が上回っておるといえると思っております。

この差し押さえました財産につきましては、インターネットによる公売等で換価をいたしておりまして、昨年度インターネットによります落札換価額は約61万円でございまして、今までの換価総額は440万円というふうになっております。

一方、財産調査の結果、差し押さえ可能な財産のない方、それから生活が困窮されておりまして、滞納処分が不可能な方、納税ができない方、これらにつきましてはそれぞれの事情を十分に調査をいたしまして、滞納処分の停止、また不納欠損処理、そういった事務処理を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、近年、景気の悪化等によりまして、所得が減少し、厳しい経済情勢の中で滞納者が増えておるとい実態がございまして。滞納整理マニュアルに基づいた地道な努力を重ねることによりまして、少しでもそういった処分をしていきたいというふうに思っておるところでございまして。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 再質問をいたします。

まず、一番最初にお尋ねしたところの常任委員会、今、市長が説明された中で、対等に二元制の原則に基づいてということではありますが、私は次のように考えるわけですね。とにかく行政改革をやるという話がもう何年も出て話し合っている。私自身がちょっと民間出身でありますので、民間的な考え方が若干頭の中がそっちを向いておりますのが、行政の方には理解しがたい、また、相入れないものもございましょうが、行政の改革というのは、部分的な能率を上げるとかということも、それは一つの要素でありまして、最も効果的にできるのは審査の際に十分な協議をして、迅速かつ正確な判断を委員会の時点などでできたならば、職員の方も能率がいいし、関係部局の担当課長、次長、係長、実務をされる人、あるいは責任者の部長級の人を含めて判断が正確にさえ出れば、物が動くわけですね。それがずっともって遊んでという言葉は悪いかも知れませんが、検討、検討を回していくということが審査の中でままあるわけですね。そのことを縮めたらいいんじゃないかなと、こう思うことを去年あたりからずっと考えておりました。

たまたま先般、加東市をお訪ねしたときに、そこの市では、いや、我々のところでは常任委員会は三役同席なんだという情報を得て、やっておられるところもあるじゃないかと、こう意を強くして返ってまいった。で、今日の質問という運びになったわけですが、急に思い立って言ったわけではないんです。ずっと考えておる中で、審査を丁寧にして、そして適切妥当というか、結論を審査の席で、常任委員会の席で十分な議論をすれば、もっといろんな意味でスムーズになっていくと。それから、結論が一日でも早く出れば、担当者がそれに沿って次の行動に入れるということになれば、こう思うところでありまして、これは非常に二元制の過去、町議時代というか、山崎町、一宮町、各町の時代、あるいはほかの自治体も含めて、そうされているというところはまだ少ないとは思いますが、協議の方法、審査の方法に、根本的どころに立ち入るわけですから、私1人の発言では決まらないだろうけれども、これは非常に大事なところでありまして、十分に当局サイドもそういう方法がいいのかどうか。過去の伝統、伝統と言われるけれども、それで、うまくいったのかと。いってないんだと思うんです。だから、いろんなものが停滞して赤字の累積においてもたくさんものが残っていくと、こういうことが今出ていると。この状況を思って常任委員会のやり方を変えてみたらどうかと。責任ある答弁を、質疑を、回答をしていただきたいと、常々。そういう思いであります。そんなことを考えているところでありまして、当局は今市長の答弁では対等ということまではおっしゃったですけども、それをほなやるといふ話は、回答は出なかったんですけども、市長のほう、もう一度お答えをいただきたい。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 今申し上げましたように、これは議会の審議でありますから、私がよしやろうというわけには、議長もおられるし、これはぐあい悪いわけで、その点についてはまた議会との調整をしながら、おっしゃる意味は私もわからんことはないわけです。ただ、今申し上げた原理原則ということがいまだに書いたものにも残っておるわけでありまして。議員必携とかいうものがあって、そういうこともあるわけですが、その辺はまた議会と十分協議をしながら、場合によったら委員会を廃止して、こういう場で一遍に決めるというようなことも、極端な言い方をすれば、そういうことも考えられるわけですので、検討をお互いにしたいというふうに思います。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 議員協議会及び議長を経由してこの方法の再検討ということは申し入れたいと、後日に、というふうに思います。ただ、いろんな宍粟市に限らずどこの自治体でもそうでしょうけれども、田路市長は立派な人格の方ですから、そんなことは僕はないと信じておりますけれども、名古屋の市長、それからあるいは九州の市長とか、今注目されている方はかなり独善的なことをされる市長が、首長さんがちょいちょいおいでですわね。そういったときに、諮問委員会に自分の取り巻きというか、ブレーンのところに諮問を投げかけて、市民の方からこういう反応があったということで議会に持って帰る。で、議会のほうは、ああでもない、こうでもない言うたときに、若干の差で押し切ると。決まったんだ、認めたんだと言ってどんどんどんどん向こうへ行く。そのこのところの誤差が民主主義の若干の目には見えない誤差の間違いが起きないとも限らないポイントだと、こう思うんです。そういったことを防ぐ意味でも、審査の際に、三役、責任者の方がそれぞれの、例えば教育委員会でしたら教育長が同席すると。教育長がおられないのに教育部長がここまで出ておってもその次言わないとかいうようなことがどの部局でもありますから、そういったことの非能率がだんだんだんだんたまりたまって、いろんな意味でものが遅延していくということを危惧すると、こういう気持ちであります。このことについては、この本席での質問はこれで終えて、また後日議員協議会、あるいは議長経由で申し入れたいと、こういうように思います。1番目の問題はそれで終わります。

それから、税滞納のことについて、次に再質問いたしますが、今、清水部長から説明があって、私が思いますのは、業務のルール化を明確にされていますかという問いかけについては、それは今コンピューターの時代ですから、いろんなことの徴収ができた、できないとかいうデータその他をざっと入ってきたときにできなかった。じゃあ次のステップをどうするかということ相談した、その次、財産調査するとかいうことをどんどんどんどん次のステップに飛んでいかないけませんから、そのルール化があればそれを電算化しやすいし、次のマニュアルに飛んでいくということで、税の徴収業務に非常につらい仕事だろうと思うんです。それをスピードアップするということは、やっぱりルール化がきちっと決まってないとできないと思うんで、今お尋ねをしたところです。

ただ、今お聞きしたら、財産差し押さえ、あるいは換金できるものとか、直近でしたら129件差し押さえしたとかいうことで、その成果を出しておいでのように言われますけれども、今日ここにちょっと現物を持ってきておりますけれども、

これは市税の滞納の催告書であります。ある人のところに来たやつが私とこへ相談があつてきたと、こういうことの現物でありますけれども、この方は、要はうっかりしておいて払わなかった。悪かったと。すぐ払う準備をして待っておる。しかし、これが来たけど、あと何も来うへんど。電話一本も来うへんど。こういうことです。だから、そんなことないで、今しよんやから、もうちょっと待っとけ、来るでと。そないに次々欲しいですかというように思うんですけれども。とにかく催告書を出すだけ出した。電算機能は動いている。そこからなんです。そこから後の業務の実務の徴収をやっておいでにならないと。

4月30日ですね、支払い期限日は。だから、これ私のところへ相談があつたのは5月20日ぐらいですから、ちょうど6月の議会で一度取り上げてみましょうというようなことに相成ったわけでありまして。実質の作業というものは、部長が思っておいでにほど現場の動きは鈍いというのが私の指摘であります。再確認をしてやっていただきたいと、こう思います。できますか、まずは。

○議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。

○総務部長（清水弘和君） ただいまありました現年の関係で5月に管理職を中心に徴収月間を定めまして60班で対応するというので、その前に現年の方に催告書を送っております。その方については申しわけなかったんですが、60班の方全員に一度は電話なり、訪問なり、接触をして納税相談をしていただきたいということで、既に一応5月25日で終わったわけですが、漏れがあつたというようなことは反省をいたしまして、今後さらに強化をしたいと思ひます。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 税滞納につきましては、続けての尽力を賜りたいと思ひます。

その次に、し尿券に少し触れますけれども、岩路議員の代表質問の答えをそのまま言われたわけで、そのとおりだと思ひます。私が今日聞いてみたいなど思うのは、副市長おいでですから、多分記憶あると思ひますけど、1年半前の20年の3月議会に告訴をしたとか、しなさいとかいうことは議会で指摘があつて、その際の答弁は、しますとか、するとか言うて。6月にしたか言うたら、相談したというようなことで、相談じゃなしに、告訴したか、告発したかというふう聞いておるのに、相談したというような答弁で、ずっと延びて1年近く延びたと思ひますね。それはまあ、さかのぼって記録見たらわかることですが、市長は就任されて1年たつわけですが、調査チームとか、職員の特命チームとか、チームを二つくらい調査をしておるといふことで、調査はわかりますけれども、それは市庁舎内

の調査でありますから、皆さんの調査だと思うんですけども、告訴あるいは告発はされたんですか。警察いうか、司法当局に対して。そこをお聞きしたいんですけど。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これにつきましては、私の就任前に氏名不特定という形で告訴がされております。ちょっと日付は後でお答えをいたしますが、してあります。ただ、いろいろ資料を見てみますと、相談しておるとかいろいろあってというようなことは出てきておりますが、されることはされております。ちょっとその日付だけちょっと。

○議長（岡田初雄君） 副市長、岩崎良樹君。

○副市長（岩崎良樹君） 告訴したのは私の記憶、ちょっと間違っておりましたらお許し願います。21年の2月に正式告訴をしたと、ちょっと後でまた。それまでには申し上げましたように、18年の発覚時即警察のほうへ相談に行きまして、そのやりとりがございまして、なかなか証拠固めなり確たるものがなければ告訴に警察のほうも受理が難しいなということもございました。捜査上のこともございまして、結果的には私の記憶では21年の2月だったと思いますけども、告訴をいたしました。

○議長（岡田初雄君） 企画部次長、岡崎悦也君。

○企画部次長（岡崎悦也君） 失礼をいたします。特命チームのチームリーダーという立場で御回答をさせていただきたいと思えます。

先ほど副市長が申し上げましたように、業務上横領で告訴しておりますのが21年2月13日であります。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 今、特命チームの書いた答えがただけて2月13日ということですけども、議員の所管の委員会で調査し、たどりつけなくて、それで職員の特命チームがなさってたどりつけなくて、そして去年の5月に新田路市長が登壇されて、そして市民グループの調査チームが発足したと、こうなるんですけども、そして今日でありますけれども、その告訴は犯人が特定できる、損害が特定できることについて告訴していることであって、その1,600万円前後の損金を受けて、市の代表である市長が司法当局に告発してくれないといけないと思うんです。私は、法律の専門家ではありませんけども、にわか勉強でいろいろ調べてみたことをかい

つまんで申し上げますと、告訴とは、犯罪またはその法定代理人、その他一定の者が司法警察官に口頭または書面で被害事実を申告して犯人の追訴を求めること。このことは今、岡崎次長がおっしゃったように2月13日にされていると、それはそれでいいんです。

告発とは、被害者及びその他の告訴権者以外の第三者が犯罪事実を警察署または検察官に申告し、その捜査及び追訴を求めること。私が言いたいのは、告発をされてないわけですよ。そこを聞きよるんです。告発はされてませんね。いうのは、告発は今言うたように、捜査をしてくれということ警察に言うことですから、全然それをせずに、身内の調査とか、職員が職員を調べるとか、議員が調べる言うたって、我々はもう捜査権はないわけですから真剣にできんわけです。真剣にできんまんまずとてきて、私は12月の議会のとて同じ質問をして、早く解決してくださいよと言うたら、市長は同感だと言うた。3月も同じことを言った。前向きにしよると言われた。確かに前向きにしよるんかもわからんけれども、27カ月ですよ、もう既に発覚して新聞ネタに書かれて。ずっと我々がふだん議員活動で市民の方といろいろ話するときにも、宍粟恥ずかしいわという声が出るんです。おまえら何しよんやって、私らも怒られるし、いろんなことが続く。そら皆さんも同じ立場やと思うんですけれども、27カ月も続いたわけですから、もうええかげんに腹決めて、私が常々言っている民事裁判と刑事罰、刑事罰は我々の判断でできません。皆さんの論法は刑事罰が決まらんから民事が問えないという論法をよく説明されるわけです。そらそうかもわからん。だったら、監督責任はどうなっんだと、こうなる。そこが言いたいんです、私は。だから、もういいかげんに監督責任をきちっととって、訓令24号に基づく処分をやりなさいと。前回、白谷前市長のときにやっておいですけども、全然です。足らない、わずかしかしてなんです。だから、その不足金をきっちり市民に返してくださいということを12月に、3月に、そして今日で3回目なんです。そういうことであります。

それで、岩路議員に対しての代表質問の回答も同じことでありますから、10月に腹決めて回答する。それはわからんではないですけども、また4カ月たつ言うたら31カ月になってしまうでしょう。だからそこら辺が市民感覚からいえば、もうちいとしばれが来ているわけですよ、どなたさんも。そこのとてを問いただしているんでありまして、私は犯人を捜す云々ということも大事でしょうけれども、長引けば長引くほど、この問題は市役所の中で起きた事件でありますから、市役所の監督責任は大きくなりますよ。早ければ軽く済みますけれども。一体何を監督して業

務しとんですか、逆に言えば。

それから、本件と若干関係ないかもわかりませんが、専決処分その他の6月議会にほかのたくさん議案が出てまいりますけれども、1,600万円あるいはいろんなものの財政の健全化というものに十分手を打たずして、後へ後へ一般会計から補てんするとか、いろんなことが出てまいりますから、そんな金どこにあるのと言いたいです。それから滞納の問題もしかりです。市民の健全な人は遅かった悪かったと、ちょっと遅れとったと、すぐ払うと言ひよるんですから、すぐ取りに行くなり、電話一本してすぐ徴収するとか、そういう細かなコツコツコツした努力か今必要だと、こう思うんです。私の論旨はそういうことなんです。是非市長、ここは腹決めて早く損金の賠償に臨んでいただきたい。腹の内をいま一度お尋ねいたします。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 先ほども申し上げましたように、私も早くという気持ちは変わりません。ただ、18年に発覚したわけでありまして。そのときにいろんなことが押さえられておたらなという気がしないでもございませぬ、はっきり言って。しかし、過ぎ去ったことは仕方ありませんから、今鋭意努力をして、今まで調査をいろいろされてきておるんですが、そのときに例えば不作為よって、何もしなかったことよって、ここがおかしなつたんじゃないかと、そういうこともございませぬ。そういうことで一つ一つつぶしながら、責任の度合いだとか、そういったことを今やっておりますので。調査チームの委員長とも相談をして、10月末を目途ということにいたしておるわけです。できるだけ早く頑張つてやりたいと思ひます。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 議員の前の所管の委員会でも結果が十分得られなかつた。あるいは当局の調査チームの報告も12カ月、18カ月の時点でも十分な成果が得られなかつたという状況の中で、もちろん期待はしておりますけれども、今回の市民5名よる調査チームの結果が100%うまくいくという保証はございませぬわね。仮の話でありますか、そこがうまくいかなかつたとして、刑事罰、民事罰が確定できない場合に、損金か宙に浮きますが、そのことよつて市長はどついうふうに対応されますか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これらにつつましては、これまでの調査でも大まかな点がつかまれております。後は小さな詰めをしていくということよございませぬ。したがつ

て、補てんができないという段階、一部はそら請求しても入らないという場合があるかも知れませんが、まず補てんできないというようなことについては、ならないというふうに考えております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） その言葉を力強く受けとめるべきなのか、疑い持って聞くべきかどうかわかりませんが、単純に計算して1,300万円ですよ。約、私が頭で記憶している範囲で言えば。詳細を調べればもうちょっとあると思いますけれども、19年度決算、あるいは20年度決算のときにも疑義のある点はたくさんございましたけれども、金額としてはあえて誤差範囲ということに認定したわけですけれども、そういったものを多少足せば1,300万円を優に超えるわけですけれども、そこを仮に調査チームが提言をされて、その結果、100%の結果が得られない場合は1,300万円にたどり着かんわけですから、その不足金はどういうふうにされるんですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 入らないということ的前提にはしておりませんので。入れるということを前提でやっております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 入れるという発言まで出たんですから、かなり前向きだというふうに今日は理解いたします。

ただ、念をついておきたいのは、市民の方はもうしびれがきている、現実。それから、産業の振興の先ほど意見も出ました。いろんな事業をやっていかならん中で、俗に言う世の中の信用を失ったら、どれほど後苦勞するかと考えたときに、1日たりとも猶予がならんわけですから、何カ月も何カ月も次のとき次のときというふうに延ばされるということは、市長にとっては1年かも知らんけども、我々にとってはもう3年、4年の話でありますので、非常に市民の方も不足を覚えておいでですので、そののところ、よく心にとめて調査チームの報告を待っていただきたいと、かように思います。

じゃあそのことにつきましては、入れ込むという発言が出ましたので、前向きに受けとめます。

その次に、総務部もしくは企画部長にお尋ねをいたしますが、職員の勤務が仮に車で言う酩酊運転というか、酒気帯び運転の著しい場合の勤務が職場で横行している場合はどういうふうな対応をされるんですか、教えてください。

- 議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。
- 総務部長（清水弘和君） 交通違反も含めまして服務規律については十分に市民局長・部長会とか、それからまた通達、いろんなところでやっております。また、コンプライアンスのマネジャーを設置いたしまして、そういったことも周知をしておるところでございますが、仮にあった場合においては基準がございまして、過去からいきますと、厳格などいいますか、対応をしております。場合によりましては戒告とか、減給とか、そういうようなところまでするとともに、管理監督責任、これも非常に重いものがございますので、そういったところも処分をいたしております。
- 議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。
- 4番（秋田裕三君） 管理監督とお聞きすれば、本人とその上司ということなるんですか。その部署の課長、部長のことを言うんですか。
- 議長（岡田初雄君） 総務部長、清水弘和君。
- 総務部長（清水弘和君） はい、職務上の管理監督責任については、係長、副課長、課長、そこら辺については必ず及びます。さらに、いろいろな内容によりましては次長、部長、場合によっては副市長とか、そこらまで関連するものもございしますが、一応は課長までが一番直接的な管理責任というふうにいたしております。
- 議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。
- 4番（秋田裕三君） 厳粛に受けとめて、また真摯な気持ちで職務に当たっていただきたいと、このように思います。

部長及び市長が今朝の代表質問等からしゃにむにとというか、ひたすらにコンプライアンス遵守という説明がされるわけですけれども、私は一言言いたいのは、コンプライアンスの縄に縛られて、窮屈で活力のない職場であってはならないと。一言で言うたら、職員の皆さんにお願いしたいのは、コンプライアンスの遵守をしながらも、仕事で返していただきたい。そんな窮屈なことを考えるんやなしに、一生懸命仕事で信用を取り戻すと。コンプライアンスの遵守で取り戻すんじやなしに、仕事で取り戻していただきたいと、こう思うところであります。職場のことにつきましては、ここで終わります。

最後になりますけれども、老人ホームのお話で確認をとらせてください。先ほど説明を受けました3年ごと、平成24年に見直しにかかるところの、現在ではその基準を満たしていないと。健康型の老人ホームの建設云々、基準を満たすべく努力したいという市長の答弁がありました。そのように理解してよろしいですね。

それを理解したとして、24年前後に計画はありますか。建設計画、立案という

か、建設計画はその24年に含まれるんですか。それともその基準、俗に試験で言うたら基準値に到達する準備をするということですか。どういうふうに理解したらいいんですか。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） 24年度に見直しがありますので、その見直しの基準に達するかどうかということが一番の問題であります。したがって、基準に達するような方向に何とか持っていくということであります。だから24年にできるということではございません。

○市長（田路 勝君） 計画に上げていくように努力をするということ。ちょっと詳しい説明は部長のほうから。

○議長（岡田初雄君） 健康福祉部長、秋武賢是君。

○健康福祉部長（秋武賢是君） 老人ホームといいますが、一概に介護を求められる介護付きの老人ホームがあったり、それから特別養護老人ホームがございます。この介護保険事業計画というものがあって、ここで定めるものにつきましては、特別養護老人ホームであったり、介護老人保健施設であったり規定があるわけです。通常民間さんがされる軽費老人ホームとか、ケアハウス、それから有料の老人ホームだけのものというものにつきましては、民間活力でどんどんやっていただけるものであります。ただ、その施設が介護が必要となった場合に、自宅といいますか、そのところでヘルパー等と呼んでの介護を受けることもできますけれども、その施設自体ではそれはまた認可をもらわないとできないというような状況にあります。有料老人ホーム、ただ老人ホームだけに関しましては、いろんな場合があります。入居費用が一時金で取られたりとか、ゼロから数千万円であったりとか、いろいろするわけで、そこらあたりが本当に利用者の方が、ただ施設に健常で入るという施設をお望みなんか、介護まで確実にしていただける施設なのかといった、老人ホームと一概に言いますが、いろんなパターンがございます。そこらあたり私どもも利用者の本当の意向、そういったものを加味しないといけない。ただ、今言いましたように、介護を必要とする特別養護老人ホームでありますとか、そういったものにつきましては、介護の事業保健計画に掲げる必要がございます。で、それに掲げようとした場合には、冒頭市長が申しました率がございまして、現在のところ満たしていないと。それに向けて鋭意努力を施設等にまたお願い等もしたりするわけなんですけれども、そうした場合に、それはそれでできますけれども、民間さんの分については、また別問題ということになるので、そこらあたり難しいところがあ

るというふうに理解しております。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） 部長の立場の説明としては、そのとおりだと思っております。ここにちょっと別の資料がございますが、これは何でもない国が出している国勢調査のデータでありますけれども、これで拾い読みをすれば2025年、すなわち平成37年ですから、そうですね、日本の平均が15年後ですよ、我々がおじいさんになったときに、日本の平均の65歳以上は32%になる推定の国勢調査の結果であります。国の平均値でありますから、中山間地の宍粟市は、それ以上であることは明白であります。いうことは、35ないし40近くになる可能性もあるわけです。それから、人口の流出が続いて若者が帰ってこないという状態がそこへ加わってきますと、35が一举に40台になるという可能性もございます。

それで、今、65歳以上の方が15年後いうたら80歳になるわけですから、自分の80歳を想定したときに、非常に不安がっておいでになるわけです。ただ、今は健康だから、秋武部長が説明されたような内容のところとは少しニュアンスが違うんだけど、健康型の老人ホームというものは、年金の範囲内ぐらいで入所できるような方法はないかという相談が多々あるわけです。それが何人あって何というデータはまだ詳細はつかんでおりませんが、私の下手な要望よりも今日はここに一通の手紙が来ておりますので、この御紹介をして、こういう要望が実際にあるんだということを御理解賜りたいと。もって、平成24年の計画に立案計画をしていただきたいと、こういうことを結論を先に申し上げておきます。

ちょっと読んでみますね。「秋田議員さま。私たちの願いは、高齢者が、特に身体が不自由になっても、安心して生活できる場所、例えば佐用にある朝陽ヶ丘荘や淡路の五色町のサルビアホール等で国民年金以内の入所費用で入れる施設、またはグループホーム等を宍粟市、特に山崎地区に設置していただきますよう尽力願います」と、こういうように短い文章が書いてあります。このとおりでありますので、今からいろんな予備調査をされて、24年の計画立案に踏み込めるべく尽力していただきたいと、このことを今日申し添えて、私の意見といたします。以上、終わります。終わりますやなしに、ちょっとそれでそうしてくれるかどうかだけ。

○議長（岡田初雄君） 市長、田路 勝君。

○市長（田路 勝君） これは、ほなら、すぐやりますというわけにはいきませんので、努力をしてまいりたい。今おっしゃった部分のそういうホームなのか、あるいはグループホームなのか、その辺も十分研究をしなければなりませんので、努力を

いたします。やりますとはなかなか、法令上難しいものがありますので。

○議長（岡田初雄君） 4番、秋田裕三議員。

○4番（秋田裕三君） やりますと言いきらんと言うてやさかいに、私もこのホームのことについては、私自身はそれほど詳しくはございませんが、何方所を実は見てまいりました。見て感じたのは、やっぱり運営資金に相当苦勞するわけですね。どこの事務長さんにお尋ねしても、やっぱり運営費用ということについて、非常な経営の努力というより、苦勞をされております。そういうことを想像したときに、安易に計画を挙げて、それが実現できる裏づけというのはやっぱり財政でありますので、税滞納の問題、あるいは不足金の今日のし尿券の損金の埋め合わせ等も含めて、お金にシビアである市当局の姿勢であっていただきたいと、こう思うところであります。回答は要りませんけど。

以上です。

○議長（岡田初雄君） 以上で秋田裕三議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岡田初雄君） 御異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は、6月11日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで延会いたします。

御苦勞さまでございました。

（午後 4時54分 延会）